

## 関税法基本通達

### 第4章 保稅地域

#### 第1節 総 則

##### (難破貨物の定義)

30—1 法第30条第1項第1号に掲げる「難破貨物」とは、遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物をいう。したがって、単に運航の自由を失った船舶又は航空機に積まれている貨物は、これに含まれない。

##### (他所蔵置が認められる貨物)

30—2 法第30条第1項第2号《税関長の許可を受けて保稅地域以外の場所に置くことができる外国貨物》に掲げる「保稅地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物」とは、次に掲げる貨物をいう。

- (1) 巨大重量物であつて、保稅地域にこれを置く設備がないもの
- (2) 大量貨物であつて、保稅地域に置くことが困難なもの
- (3) 保稅地域との交通が著しく不便な地域において陸揚げ（取卸し）し、又は積み込まれる貨物
- (4) 腐敗変質し、又は他の貨物を汚損するおそれがある貨物
- (5) 貴重品、危険物又は生鮮食料品のような蔵置保管に特殊な施設又は管理を要する貨物であつて、それらの蔵置保管に適した保稅地域がないもの
- (6) その他貨物の性格、保稅地域の設置状況等から、税関長が保稅地域以外の場所に置くことが真にやむを得ないと認めた貨物

##### (他所蔵置の許可の申請手続)

30—3 法第30条第1項第2号の規定による他所蔵置の許可の申請手続は、次による。

- (1) 他所蔵置の許可の申請は、当該申請に係る貨物を置こうとする場所を所轄する税関官署に「他所蔵置許可申請書」(C—3000)2通を提出させ、許可したときはうち1通に許可印を押印し、許可書として申請者に交付する。

なお、他所蔵置の許可を受けようとする貨物が指定地外における貨物の積卸しの許可を要するものであるときは、他所蔵置許可申請書によりこれらの許可を一括して行って差し支えない。

- (2) 輸出申告に係る貨物とその蔵置場所について他所蔵置の許可を必要とするときは、上記(1)に規定する他所蔵置許可申請書に代えて「輸出申告書」(C—5010又はC—5015—2)上段の「蔵置場所」の欄に「他所蔵置申請」と付記の上、当該申告書の写し1通を添えてあらかじめ保稅取締部門に提出することを求めることにより、他所蔵置の許可の申請があったものとして取り扱い、他所蔵置を許可したときは、当該申告書1通の「個数、記号、

番号、……」欄の余白（余白がないときは「税関記入欄」）に許可印を押  
なつし、これを他所蔵置の許可書として申請者に交付する。この場合にお  
いては、輸出申告書の受理の際に他所蔵置の許可書によりその許可を確認  
するものとする。

（他所蔵置の許可期間の延長手続）

30—4 法第 30 条第 1 項第 2 号《税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に  
置くことができる外国貨物》の規定により他所蔵置の許可を受けた場合にお  
いて、その許可に係る期間の延長を受けようとする者があるときは、「他所蔵  
置許可申請書」を適宜訂正した「他所蔵置許可期間延長承認申請書」2 通に前  
記 30—3 により交付を受けた他所蔵置の許可書を添付して提出させ、期間の  
延長を認めたときは他所蔵置の許可書を訂正の上、延長承認申請書 1 通を添  
付して申請者に交付するものとする。

（要検疫物件を保税地域以外に持ち出す場合の取扱い）

30—5 令第 25 条第 4 号《植物防疫法による検査のための特定の場所に置かれ  
る輸入植物等》、第 5 号《狂犬病予防法による検疫のため特定の場所に置かれ  
る犬》、第 6 号《家畜伝染病予防法による検疫のための特定の場所に置かれる  
指定検疫物》又は第 7 号《感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関  
する法律による検疫のため特定の場所に置かれる指定動物》に掲げる貨物を  
検査又は検疫（以下「検疫等」という。）のため保税地域以外の場所に持ち出  
す場合の取扱いについては、次による。

(1) 要検疫物件を検疫等の終了後保税地域において通関する場合

イ 要検疫物件を検疫等のため保税地域から特定の検査場所又はけい留場  
所へ運搬し、検疫等の終了後もとの保税地域又は他の保税地域に搬入の  
上、そこで通関手続を行う場合においては、保税運送の手続をとらせる。  
この場合における保税運送の手続は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」  
（C—4000）2 通を提出させて、その運送先の欄に再搬入される保税地域  
名を記入させるとともに「〇〇検疫場所経由」とかつこ書で併記させ、  
保税運送を承認したときは、うち 1 通を検疫係官に送致し、当該係官の  
到着証明をもって要検疫物件の検疫等を受ける場所への到着を確認する。

ロ 上記イにより運搬された要検疫物件が植物防疫法第 9 条第 1 項《有害  
植物等の廃棄処分等》若しくは第 2 項《違法に輸入された植物等の廃棄  
処分等》の規定に基づいて廃棄し、又は家畜伝染病予防法第 21 条《死体  
の焼却等の義務》、第 23 条《汚染物品の焼却等の義務》若しくは第 46 条  
《検査に基づく処置》の規定により焼却し若しくは埋没されることとな  
ったときは、「外国貨物廃棄届」（C—3080）により届出を行わせる。

(2) 要検疫物件を検疫等の終了後指定検疫場所等で通関する場合

イ 要検疫物件を検疫等のため指定検疫場所等へ運搬し、検疫等の終了後  
その場所に貨物を蔵置し通関手続を行う場合においては、あらかじめそ

の指定検疫場所等について他所蔵置の許可を受けさせた上、その場所への発送を認めるものとし、その他所蔵置場所における輸入手続については通常の輸入手続による。ただし、要検疫物件が生きている動物（ふ化用卵を含み、馬、牛及び豚を除く。）である場合において、その指定検疫場所等が税関官署から遠隔地にあるため、上記により輸入手続を行わせることが事務処理の効率化の見地から適当でないと認められるときは、その指定検疫場所等への運搬に先立って輸入申告をさせ、これについて必要な貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を行い、発送を認めることとし、検疫証明書の提出をまつて輸入を許可して差し支えない。この場合においては、指定検疫場所等についての他所蔵置の許可を要しない。

- ロ 検疫等のため指定検疫場所等へ運搬された要検疫物件が上記(1)のロと同様の理由により廃棄し、焼却し又は埋没等の処分が行われることとなつた場合においては、「外国貨物廃棄届」により届出を行わせるものとする。この場合において、その届出に係る要検疫物件が上記イのただし書による動物でありその廃棄が滅却に該当する場合にあつては、さきに提出された輸入申告の撤回を認め、その他の場合にあつては、定率法第10条第1項《変質、損傷等の場合の減税》の規定を適用して減税を認めるものとする。

（外国貨物を緊急の必要により保税地域外に置く場合の取扱い）

30—6 保税地域に置かれている外国貨物について、台風、高潮、火災等の理由によりこれを緊急に保税地域以外の場所に置く必要がある場合においては、時宜に応じ適宜の申出書又は口頭による申出により、便宜、運送の承認を要することなく他所蔵置の許可を認めることとして差し支えない。この場合においては、原則として緊急事態のやんだ後速やかにもとの保税地域に戻入をさせるものとする。

なお、上記の場合において、事前の申出をするいとまがないときは、事後の申出をもってこれに代えることとして差し支えない。

（見本の一時持出しの許可基準及び申請手続）

32—1 法第32条の規定による見本の一時持出しの許可及び申請手続は、次による。

なお、本船又ははしけにおいて見本を採取することが必要と認められる場合においては、便宜この取扱いによって差し支えない。

- (1) 見本の一時持出しを認める外国貨物の見本は、課税上問題がなく、かつ、少量のものに限られるものとし、その範囲は、免税輸入を認めるものではないので、必ずしも定率法第14条第6号にいう商品見本の範囲に限られるものではない。

- (2) 見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内にその持出しに係る保税地域に戻し入れるものとするが、見本として持ち出した外国貨物が、税関長の指定する期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合においては、この限りでない。
- (3) 見本の一時持出しの許可申請は、当該許可申請に係る貨物が置かれている保税地域の所在地を所轄する税関官署に「見本持出許可申請書」(C—3060) 2通を提出させ、許可したときは、うち1通に許可印を押印し、許可書として申請者に交付する。

(公務員による見本の採取)

32—2 税関職員その他の公務員が保税地域等に置かれている外国貨物の見本を採取する場合の取扱いについては、次による。

- (1) 税関職員が法第105条第1項第3号《税関職員の権限》に基づき見本を採取する場合の手続きは、後記67—3—13(検査における見本の採取)の(1)に規定するところによる。
- (2) 税関職員以外の公務員が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第28条第1項《臨検検査等》、植物防疫法(昭和25年法律第151号)第4条第1項《植物防疫官の権限》その他の法律の規定による権限に基づき見本を採取する場合には、当該公務員から「見本採取票」(C—5280)(この場合、通知用を採取者用、倉主等用を輸入者用とそれぞれ読み替えるものとする。)又はこれに準じた適宜な様式のもの3通を提出させ、うち2通(採取者用、輸入者用)に税関の確認印を押なつの上、これを採取者に交付する。
- (3) 上記(1)又は(2)により見本の採取が行われた外国貨物については、その見本の採取が輸入の申告前に行われた場合にあっては、採取後の数量により申告させ、その見本の採取が申告後に行われた場合にあっては、輸入申告書記載の数量から見本として採取した貨物の数量を控除した数量により課税物件が確定するものとする。ただし、その採取に係る見本が少量、かつ、低価値のものである等により輸入申告者があえてその数量の控除を求めないときは、この限りでない。

(見本の一時持出しに係る包括許可)

32—3 同一申請者により同一の保税地域(保税展示場を除く)において恒常的に行われる場合には、一定の期間を指定して当該期間内に行われる見本の一時持出しについて一括して許可して差し支えない。

ただし、次に掲げる貨物に係る見本の一時持出しについてはこれを認めないこととする。

- (1) 法第69条の2第1項各号《輸出してはならない貨物》及び法第69条の11第1項各号《輸入してはならない貨物》に掲げる貨物
- (2) 刀剣類

- (3) 関税関係法令以外の法令の規定により見本の一時持出しに関して許可、承認等又は検査若しくは条件の具備を必要とする貨物
- (4) その他取締上支障があると認められる貨物

(見本の一時的持出しに係る包括許可の手続等)

32—4 見本の一時的持出しに係る包括許可（以下この項において「包括許可」という。）の手続等については、次による。

(1) 包括許可の手続

- イ 包括許可の申請は、当該許可を受けようとする者から「包括見本持出許可申請書」（税関様式C第3061号）2通を提出させて行わせ、許可した場合には、うち1通を許可書として申請者に交付する。
- ロ 包括許可は、申請に基づき、関税法施行令第27条に規定する事項のほか、1回当たりの持出限度数量を指定して行う。
- ハ 当該許可の期間は、原則として1年とする。
- ニ 下記(2)のハにより許可書の返納を受けたときは、当該許可に係る見本の一時的持出しの事績を確認し、所要の措置を講じる。

(2) 包括許可を受けた者における事務処理

イ 許可書の提示

包括許可を受けた者が見本の一時的持出し又は戻入れを行う場合は、上記(1)のイにより交付を受けた許可書（以下この項において「許可書」という。）の「確認欄」に一時的持出し又は戻入れの年月日及び数量を記載のうえ、当該許可書を指定保税地域及び総合保税地域にあっては貨物を管理する者、その他の保税地域にあってはその被許可者（以下「倉主等」という。）に提示し、その確認を受けさせるものとする。

なお、見本として持ち出した貨物について税関長の指定した一時持出しの期間内に残余の貨物と一括して輸入許可を受け、当該残余の貨物を保税地域から引き取る場合には、包括許可を受けた者に、許可書の「確認欄」に輸入許可の年月日及び番号を記載させたいうで、当該許可書を倉主等に提示し、その確認を受けさせるものとする。

ロ 持出限度数量を超える見本の持出し

1回当たりの持出限度数量として指定された数量を超える貨物を見本として持ち出そうとする場合には、包括許可を受けた者に、許可書の「確認欄」に一時的持出しの年月日及び数量を記載させたいうで、当該許可書を税関職員に提示し、あらかじめその確認を受けさせるものとする。

ハ 許可書の返納

包括許可の期間が満了した場合又は見本として持ち出された貨物の数量の合計が包括許可の数量を超えることとなる場合には、包括許可を受けた者に、速やかに許可書を当該許可した税関に返納させるものとする。

(3) 保税地域における事務処理

イ 対査確認、記帳等

- (イ) 包括許可に係る見本の一時持出し又は戻入れに際しては、倉主等に後記 34 の 2—1 (保税地域における事務処理手続) に規定するところにより、対査確認、記帳等を行わせるものとする。
- (ロ) 包括許可に係る見本の一時持出し又は戻入れに際し、倉主等が後記 34 の 2—1 (保税地域における事務処理手続) の(1)のイの(ハ)に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めるときは、直ちにその内容を保税取締部門に連絡するようしようようする。
- (ハ) 倉主等が包括許可を受けた場合においては、見本の一時持出し又は戻入れの事績を記載した許可書又はその写しを当該許可に係る保税地域に保管することにより、法第 34 条の 2 及び法第 61 条の 3 (法第 62 条の 7 の規定により保税展示場について準用する場合を含む。) に規定する帳簿に代えて差し支えない。

ロ 許可書の確認

上記イにより対査確認を行つた場合には、倉主等に上記(2)のイにより提示された許可書の「倉主等確認欄」に記名させるものとする。記名に代えて押印としても差し支えない。

なお、上記(2)のイのなお書により許可書の提示が行われた場合も同様とする。

(口頭による見本の一時持出しの許可の申請)

32—5 令第 27 条ただし書に規定する口頭による見本の一時持出しの許可の申請は、後記 69 の 16—1 の(3)の見本検査承認申請に係る取扱いによるほか、通関業者が、システム参加保税地域(「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」(平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)の第 2 章第 1 節 1—3 に規定する「システム参加保税地域」をいう。)以外の場所に置かれている貨物(航空貨物を含む。)について、継続的に当該許可の申請を行うことを予定しており、当該通関業者の通関士が当該許可の申請を口頭で行いたいとする場合には、次により取り扱うものとする。

(1) 見本持出台帳の事前の確認

見本の一時持出しの許可の申請を口頭で行いたいとする通関士については、所要の事項を記載した「見本持出台帳」(C-3062)を、見本を採取しようとする貨物が蔵置される予定の保税地域が所在する場所を管轄する税関官署の保税取締部門へ提出させるものとし、当該台帳の提出を受けた保税取締部門の職員は、記載された事項を確認の上、税関確認欄に審査印を押なつし、当該通関士にこれを返付する。

(2) 口頭による許可申請等の手続

イ 「見本持出台帳」について確認を受けた通関士が当該台帳に記載すべき見本を持ち出そうとする場合には、当該見本の品名、数量、価格等「見本持出台帳」に記載すべき事項を当該台帳の確認を受けた保税取締部門に口頭で連絡させることにより、当該見本の一時持出しに係る許可申請

があったものとし、当該許可申請を受けた保税取締部門の職員は、連絡された事項について特段の問題がなければ、口頭により当該見本の一時持出しを許可する。

ロ 通関士が上記イにより許可を受けた場合には、その許可の都度「見本持出台帳」に必要な事項を記載させるものとする。

ハ 上記イにより許可を受けた通関士が当該許可に係る見本を保税地域から持ち出そうとする場合、これを当該保税地域に戻し入れようとする場合及びこれを持出期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合には、当該通関士において、当該見本に係る「見本持出台帳」を倉主等に提示させ、その確認を受けさせるものとする。この場合において、当該提示を受けた倉主等については、当該台帳に記載された事項と通関士証票及び見本とを対査確認させるものとする。なお、当該見本の搬出入に当たっての保税台帳への記載については、当該見本に係る「見本持出台帳」の写しを保管させることにより、これに代えさせることとして差し支えない。

ニ 通関士が見本として持ち出した外国貨物の戻入れを終えた場合又は見本の持出期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合には、当該見本に係る「見本持出台帳」の写しを、許可を行った保税取締部門に遅滞なく送付させるものとする。

### (3) 適用の中止

この取扱いの適用を受けている通関業者及び通関士が、この取扱いに違背する行為を行った場合等、当該通関業者及び通関士についてこの取扱いを適用することが適当でないと認められるに足りる相当な事由が生じた場合には、この取扱いの適用を中止することができるものとする。

### (外国貨物の廃棄の意義及び取扱い)

34—1 法第 34 条本文に規定する「外国貨物の廃棄」の意義及びその取扱いについては、次による。

(1) 「外国貨物の廃棄」とは、外国貨物を滅却（前記 23—9 の(4)に規定する滅却をいう。）し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分することをいう。

(2) 外国貨物を廃棄しようとする者があるときは、当該外国貨物が置かれている保税地域の所在地を所轄する税関官署に「外国貨物廃棄届」(C—3080) 2 通を提出させ、税関においてこれを受理したときは、うち 1 通に受理印を押印して届出者に交付する。ただし、当該外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）の廃棄の内容が滅却に該当するものである場合には、後記 45—2 の(1)により滅却承認の申請をさせる。

(3) なお、上記(2)の本文の手続により廃棄された場合において、その廃棄が滅却以外の廃棄であるときは、その廃棄後の現況により輸入手続を要することになるので、留意する。

(保税地域における事務処理手続)

34 の 2—1 保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導するものとする。

(1) 輸入貨物（積戻しに係る貨物を含む。）に係る事務処理手続

輸入貨物に係る事務処理手続は、次により行う。

イ 搬入手続

(イ) 保税地域に搬入される外国貨物については、倉主等が、自己の責任により、その貨物と下記(ロ)に規定する書類とを対査して、貨物の記号、番号、品名、数量及びコンテナシール番号等の異常の有無の確認を行うものとする。

また、「要確認」又は「要施封」の記載がある保税運送承認書に係る貨物については、倉主等が到着後直ちに到着地の保税担当部門に連絡することとする。

(ロ) 外国貨物の搬入が終了したときは、倉主等に、その貨物に係る船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し若しくは送り状（後記 63—24(1)又は 63 の 9—2(2)の送り状をいう。以下この項において同じ。）写しにその写しを添え一定期間（1 週間程度）分を取りまとめて、保税担当部門に提出することを求めるものとする。この場合、倉主等に、その提出書類に当該貨物の保税地域への到着の年月日、搬入の開始及び終了の年月日を記載するとともに、当該貨物に数量の過不足又は損傷があったときはその内容を注記することを求めるものとする。

(ハ) 倉主等が、搬入された外国貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めるときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしようようする。

i 船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書若しくは送り状写しに記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準ずる異常

ii 麻薬、けん銃、爆発物、火薬類、偽造貨幣等法第 69 条の 11 第 1 項各号に掲げる貨物その他法令により輸入が禁止されている貨物（積戻しに係る貨物にあつては法第 69 条の 2 第 1 項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物）

ロ 搬出手続

(イ) 保税地域から貨物を搬出しようとする場合において、当該搬出について、法の規定により許可、承認又は届出を必要とするときは、当該貨物を搬出しようとする貨主又はこれに代わる者は、当該許可書、承認書又は届出書をあらかじめ倉主等に提示する。

(ロ) 倉主等が、上記(イ)に規定する書類の提示を受けたときは、提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番



号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしようようする。

(2) 輸出貨物に係る事務処理手続

輸出貨物に係る事務処理手続は、次により行う。

イ 搬入手続

外国貨物又は輸出しようとする貨物が保税地域に搬入されるときは、倉主等に、自己の責任において、その貨物と搬入関係伝票とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行うことを求めるものとする。

なお、倉主等が、搬入された貨物について麻薬等法第 69 条の 2 第 1 項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物であると確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしようようする。

ロ 搬出手続

(イ) 保税地域から輸出の許可を受けた貨物を輸出しようとする場合、当該貨物の貨主又はこれに代わる者は、当該輸出しようとする貨物に係る輸出許可書又は送り状をあらかじめ倉主等に提示する。

(ロ) 倉主等が、上記(イ)に規定する輸出許可書等の提示を受けたときは、提示された輸出許可書等と当該輸出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された輸出許可書等の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された輸出許可書等と当該輸出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしようようする。

(3) 搬出入事績に係る報告等

搬出入事績に係る報告等は、次による。

イ 保税地域から搬出された貨物に係る上記(1)のロ(イ)及び(2)のロ(イ)に規定する許可書、承認書又は届出書若しくはこれらの書類の写しについては、原則として 6 月間（保税工場にあっては 1 年間）当該保税地域の倉主等に保存することを求めるものとする。ただし、保税地域の検査を担当する部門（以下「保税検査部門」という。）による保税地域の検査を受けたものについては、6 月前であっても保存を要しない。

ロ 指定保税地域に搬入された外国貨物のうち毎月の末日現在において 1 月（税関長が 1 月を超える期間を適当と認めて定めたときは、当該期間とする。）を経過した外国貨物又は保税蔵置場に搬入された外国貨物のうち 3 月を経過した外国貨物（法第 43 条の 3 第 1 項に規定する承認を受け

た貨物及び税関長が指定した貨物を除く。)については、当該保税地域の倉主等において調査、確認の上、「長期蔵置貨物報告書」(C-3030)を作成し、翌月の10日までに保税取締部門へ提出することを求めるものとする。

(4) 搬出入手続の際に対査又は提示する書類

上記(1)又は(2)の規定に基づき、倉主等に対査又は提示させる書類は、ファクシミリ送信された書類によることとして差し支えない。この場合において、適正な貨物管理を確保するため、搬出依頼者を明確にする(通関士等責任者の氏名)ものとする。

(記帳義務者)

34の2-2 法第34条の2に規定する「貨物を管理する者」とは、指定保税地域及び総合保税地域にあっては当該保税地域において貨物を管理する者をいい、保税蔵置場にあっては法第42条第1項の許可を受けた者又は法第50条第1項の届出をした者をいう。

(保税地域における貨物についての帳簿)

34の2-3 法第34条の2の規定により貨物を管理する者の備え付けることとされている帳簿は、令第29条の2第1項又は第2項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はなく、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであっても差し支えない。この場合においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物である旨を明らかにして表示するものとする。

なお、総合保税地域(法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設に限る。)における貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿については、後記61の3-1の(5)から(7)までの規定に準じて取り扱うものとする。

また、帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にある場合は、当該保税業務検査を受けた日)(法第50条第1項に規定する承認を受けた者に係る同項の届出を行った場所にある場合は1年を経過する日)までとする。

(電磁的記録による帳簿の保存)

34の2-4 法第34条の2の規定により貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。以下同じ。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年財務省令第16号)によ

るほか、次による。

(1) 保存される電磁的記録の適切な保全を確保するため、次の措置を講じるよう指導する。

イ 別途バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないよう十分な措置を講じること。

ロ システム設計書等電子計算機処理過程に係る文書を保存すること。

(2) 倉主等が電磁的記録による保存を行おうとする場合には、その保存方法及び上記(1)の確認のため、事前に次の事項を記載した書類を保税地域を監督する部門（以下「保税監督部門」という。）へ提出するよう求めるものとする。

なお、当該書類の提出後に記載内容に変更があった場合にも、その旨を遅滞なく届け出るよう求めるものとする。

イ 届出者の所在地及び氏名又は名称

ロ 保税地域の所在地及び名称

ハ 帳簿の保存場所

ニ 電磁的記録による保存を開始しようとする年月日

ホ 電子計算機システムの概要

ヘ その他税関が必要と認める事項

（同時蔵置に係る貨物の搬出の取扱い）

34の2—5 後記42—3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）、42—4（保税蔵置場における同時蔵置の特例）、56—6（保税工場における貨物の同時蔵置）又は56—7（保税工場における貨物の同時蔵置の特例）の規定（後記62の15—2（その他の規定の準用）の規定により準用される後記42—3及び42—4を含む。）により保税タンク又は保税サイロに同時蔵置された貨物の搬出は、先入先出方式によるものとする。ただし、特にやむを得ない事情があると認められる場合において、関税の徴収上別段の支障がないときは、搬入者の選択によりその順序を定めることができるものとして差し支えない。

（貨物の蔵置方法）

34の2—6 保税地域に蔵置されている外国貨物又は輸出しようとする貨物については、内国貨物と混合することのないように、原則としてその積載船（機）名、品名、個数、数量及び搬入した年月日、その他必要な事項についての表示を付けさせた上、区分して蔵置するとともに、危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げる発火性又は引火性のある貨物）又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれのある貨物については、更に一般貨物と区分して蔵置するよう指導する。水面貯木場等で表示が困難な場合には、蔵置状況がわかるような措置を講じるものとする。

なお、貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設けてその施設内に蔵置するものとする。

(貨物の記号、番号が許可書、承認書等の記号、番号と異なる場合の取扱い)  
34の2—7 搬出しようとする貨物の記号、番号が許可書、承認書等の記号、番号と一致しない場合において、その相違の程度が下記の例示に準ずる範囲にとどまるときは、許可、承認書等の訂正をすることなく、搬出を認めて差し支えない。

(輸出貨物等の許可前はしけ積み等の取扱い)

34の2—8 輸出貨物又は積戻し貨物の輸出又は積戻しの許可前におけるはしけ又はトラック等への積み込みについては、次による。

(1) 輸出又は積戻しの許可前におけるはしけ又はトラック等への積み込みは、次の場合に限り認めるものとする。

イ 本船の出港が迫り、その他特殊な事情があるため、輸出又は積戻しの許可後においては、貨物を積み込む時間的余裕がないと認められる場合

ロ 貨物についての税関の検査が終わった後であつて、取締上支障がないと認められる場合

(2) 上記(1)により輸出又は積戻しの許可前に貨物を積み込んだはしけ又はトラック等は、その貨物についての輸出又は積戻しの許可書を提示した後でなければ、離岸し、又は出発してはならないものとする。ただし、同一のはしけ又はトラック等に2カ所以上の保税地域から搬出して貨物を積み込む場合においては、それぞれの保税地域までの移動を認めて差し支えないものとする。

(社内管理規定の整備)

34の2—9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定(CP=Compliance-Program)を整備し、提出するものとする。ただし、法第50条第1項又は第61条の5第1項に規定する届出に係る場所においては、法第50条第1項又は第61条の5第1項に規定する承認の申請の際に、令第42条第2項又は第50条の4第2項の規定に基づき提出された、法第51条第3号(法第62条において準用する場合を含む。)の規則をもって足りる。

(1) 社内管理規定の目的

保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

(2) 社内管理責任体制の整備

保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者について規定の整備を行う。

イ 総合責任者

倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負

う者を定める。

ロ 貨物管理責任者

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者を定める。

ハ 顧客（荷主）責任者

保税地域を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者を定める。

ニ 委託関係責任者

保税地域での業務について、委託業務を行っている場合は、委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督の徹底等の体制を明確にし、責任者を定める。

(3) 貨物管理手続体制の整備

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について規定を整備する。

なお、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合においては、当該委託した業務に係る上記規定の整備及び税関への提出は、当該他の者と適宜の調整を図った上で、倉主等が自己の責任において行う。

イ 搬入・搬出管理

貨物の搬出入時における基本動作（社内電算処理システム又は輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して保税業務を行っている保税地域については、当該システムに係る事務処理手続を含む。ロ、ハ及びホにおいて同じ。）の詳細について定める（例えば、搬入貨物に係る船卸票又は保税運送承認書等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認及び異常があった場合の対応、書類整備等。ロ及びハにおいて同じ。）。

ロ 蔵置管理

貨物蔵置中における基本動作の詳細について定める。

ハ 貨物取扱い等管理

貨物取扱い時における基本動作の詳細について定める。

ニ 顧客（荷主）管理

保税地域を利用する顧客等の把握について定める。

ホ 記帳・記録

台帳記帳における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。

(4) 貨物の保全のための体制の整備

保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税地域への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に当該保税地域内の巡回警備等を行う体制を整備する。

(5) 税関への通報体制の整備

搬出入、蔵置される不審貨物（外装等の異常貨物）、保税地域へ出入りする不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制を整備する。

(6) 教育訓練についての体制の整備

倉主等が法人である場合は、当該法人（下記(7)及び(8)において「蔵置場等会社」という。）におけるすべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続きを理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

また、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う体制を整備する。

(7) 評価・監査制度の整備

蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。

(8) その他留意事項

イ 懲戒規定の整備

社内管理規定に違反した場合、従業員は、蔵置場等会社の懲戒規定の対象となる旨を定める（既存の就業規則等に規定されている場合は、その旨記載する）。

ロ その他の必要事項

（外国籍船舶の修理、改装のために使用する資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳）

34 の 2—10 造船所内の保税蔵置場における外国籍船舶の修理、改装用資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳は、次により行わせる。

(1) 造船所内の保税蔵置場における修理、改装用資材に係る法第 34 条の 2

《記帳義務》に規定する帳簿は、他の資材に係る帳簿と明確に区分するため、修理、改装のために入りよ又は艀装岸壁に接岸した外国籍船舶ごとに別冊とさせ、「関税法基本通達 34 の 2—10 扱い」と標記させる。

(2) 上記(1)の帳簿への記帳は、次による。

イ 搬入については、修理、改装用資材について輸出等申告をすることが確実となつた時点において、品名及び数量等を一括記帳させる。

ロ 搬出については、修理、改装用資材の搬出の日（輸出等許可の日と同一の日とする。）のみを記帳し、その他の記帳を必要とする事項については、輸出等許可書又はその写しの貼付をもつて記帳に代えて差し支えない。

(保税業務を委託する場合の範囲)

34 の 2—11 保税地域の被許可者（指定保税地域においては、後記 41 の 2—1 に規定する「貨物管理者」をいう。以下この項において同じ。）が、当該保税地域における保税業務を他の者に委託する場合は、下記の全ての要件を充足させるものとする。この場合において、必要に応じ業務委託に関する契約書等の写しを提出させ、下記事項の充足状況を確認するものとする。なお、保税業務の委託に関する契約内容に変更があった場合には、必要に応じ変更後の契約書の写し又は当該変更の内容を明らかにした書類を速やかに提出させ、下記事項の充足状況に変更がないことを確認するものとする。

- (1) 当該保税地域に寄託される貨物の受寄託契約が、被許可者によって締結されること。ただし、被許可者自身が貨主である場合、又は貨物の受寄託契約が締結されていない場合（例えば、専ら輸出梱包専用保税地域である場合、配送拠点等短期間の貨物の蔵置のみを行う保税地域である場合等）若しくは被許可者と貨主が直接受寄託契約を締結していない場合であって、被許可者が貨物の保管に責任を有すると認められる場合には、この限りでない。
- (2) 前記 34 の 2—9（貨物管理に関する社内管理規定の整備）に規定する社内管理体制における総合責任者、貨物管理責任者、顧客（荷主）責任者、委託関係責任者及び内部監査人が、被許可者の従業員であること。  
また、これらの者が、保税業務の受託者が行う保税業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制にあることが、前記 34 の 2—9 により提出される社内管理規定等により明確にされていること。
- (3) 保税地域に関して被許可者が行うこととされている税関手続きが、当該保税地域の被許可者の名により行われること。

(税関職員の派出)

35—1 法第 35 条《税関職員の派出》の規定による税関職員の派出は、次により運用する。

- (1) 派出職員の勤務は、原則として次の場所に集合して行う。ただし、保税地域における事務量、交通事情その他の条件を勘案して、派出職員を分駐させることが真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
  - イ 特定の地区ごとに派出職員を集中して事務を処理することが、事務の効率的処理の見地から適当であると認められる場合は、地区ごとに定める方面事務室
  - ロ 上記イ以外の場合は、保税地域を管轄する税関官署
- (2) 派出職員は、次の事務を処理する。
  - イ 保税地域に搬出入される貨物に係る許可、承認及び届出の受理等に関する事務
  - ロ 保税地域に蔵置又は搬出入される貨物についての検査、税関検査場への貨物の持込みのための現物指定、委任検査及び見本確認（他法令の該

非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。) のための見本採取等に関する事務

ハ 保税地域における貨物の搬出入及び蔵置の管理状況等についての巡回取締り並びに検査に関する事務

(申請に基づく税関職員の派出)

35—2 令第 29 条の 3《税関職員の派出の申請》の規定による税関職員の派出は、次により取り扱うものとする。

- (1) 税関官署からの当該保税地域の距離及び事務量等を勘案して、税関職員を派出することが真にやむを得ないと認められるものに限り、税関職員の派出を認めるものとする。なお、この場合にあつては、行政効率等の観点から総合的な調整を行う必要があるので、事前に本省にりん議するものとする。ただし、既に税関職員を派出している地区において派出する保税地域を追加して認める場合であつて、当該税関職員が当該保税地域への税関職員の派出の承認に係る事務を処理するものであるときは、この限りでない。
- (2) 派出職員の数の決定については、原則として各保税地域ごとに 1 名とするが、税関官署からの当該保税地域の距離及び事務量等を勘案して、2 以上の保税地域の事務を兼務させることが適当と認められるときは、それらの保税地域を総合的に考慮し派出職員の数を決定して差し支えない。
- (3) 税関職員の派出の申請は、「税関職員派出申請書」(C—3090) 2 通を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通を承認書として申請者に交付するものとする。

(派出された税関職員が処理できる事務の範囲)

35—3 法第 35 条の規定に基づき保税地域に派出された税関職員に処理させることができる事務の範囲は、次に掲げるものとし、税関長は、保税地域の実情に応じてこれらの事務の全部又は一部を処理させるものとする。

- (1) 特例申告の受理 (法第 7 条の 2)
- (2) 見本の一時持出しの許可 (法第 32 条)
- (3) 外国貨物の廃棄の届出の受理 (法第 34 条) 及び外国貨物の滅却の承認 (法第 45 条)
- (4) 貨物の取扱いの許可 (法第 40 条及び第 49 条)
- (5) 外国貨物である船 (機) 用品積込みの承認 (法第 23 条)
- (6) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認及び保税蔵置場における蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定 (法第 43 条の 3、第 61 条の 4 及び第 62 条の 10)
- (7) 上記(6)の承認等の際に行う検査 (貨物確認 (他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行



うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。)を含む。下記(12)、(13)及び(17)において同じ。) (法第 43 条の 4、第 61 条の 4 及び第 62 条の 15)

- (8) 保税作業届出の受理 (法第 58 条)
- (9) 保税工場外作業及び総合保税地域外作業の場合の検査 (法第 61 条及び第 62 条の 15)
- (10) 指定保税工場及び総合保税地域の加工製造等に関する報告書の受理 (法第 61 条の 2 第 2 項及び第 62 条の 15)
- (11) 総合保税地域に販売用貨物等を入れることの届出の受理 (法第 62 条の 11)
- (12) 輸入 (輸入許可前における貨物の引取りを含む。)、輸出、積戻し又は運送についての申告の受理、検査及び許可又は承認 (法第 63 条、第 64 条、第 67 条及び第 73 条)
- (13) 指定地外検査の許可 (法第 69 条)
- (14) 貨物の収容又は留置 (法第 84 条及び第 87 条)
- (15) 開庁時間外の事務の執行を求める届出の受理 (法第 98 条)
- (16) 輸出入貨物についての証明書類の交付 (法第 102 条)
- (17) 輸入しようとする貨物で、検査を要しないと認められるもの又は輸出しようとする貨物でその保税地域に隣接する場所に他所蔵置されるもの (いずれも税関職員が派出されている保税地域に係るものに限る。) についての上記(1)から(5)まで及び(10)から(14)までに掲げる事務並びにそれらの貨物についての他所蔵置の許可

(保税地域についての取扱いの準用等)

36—1 法第 36 条《保税地域についての規定の準用等》の規定により他所蔵置の許可を受けた貨物について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれそれらの条文につき規定しているこの通達の取扱いに準ずる。

(他所蔵置場所における貨物の取扱いに関する届出)

36—2 法第 36 条第 2 項の規定による貨物の取扱いの届出は、当該届出に係る貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関官署に「貨物取扱届」(C—3100) 2 通を提出して行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち 1 通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。

なお、届出に係る貨物の取扱いが改装、仕分けその他の手入れである場合においては、これについての届出書「取扱貨物の明細」欄の記載要領は、後記 40—2 の(2)のなお書に準ずる。

## 第 2 節 指定保税地域

(指定保税地域の指定の要件)

37—1 法第 37 条第 1 項に規定する指定保税地域の指定は、次に掲げる各要件を充足する土地又は建設物その他の施設について行うものとする。

なお、次に掲げる要件と関連し、税関においては、将来指定保税地域として指定する必要があると思われる土地又は建設物その他の施設の造成等が行われる場合においては、次の要件に係る有することとなる諸事項をあらかじめ承知しておくため当該施設の所有者又は管理者から時宜に応じ所要の連絡を受けるよう留意する。

- (1) 国、地方公共団体（港湾管理者）又は指定法人等（令第 30 条の 2 に規定する者をいう。以下この章において同じ。）が所有し又は管理するものであること。
- (2) 開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図ることを目的として公共的に運営されるものであること。
- (3) 国の管理の下に借受者が運営し、又は港湾管理者（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項各号に掲げる港湾施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」をいう。）を含むものとする。以下この章において同じ。）が自ら運営し、若しくはその管理の下に利用者の組織する事業協同組合若しくは借受者が運営し、又は指定法人等が自ら運営し、若しくはその管理の下に借受者が運営するものであること。
- (4) 開港の港域に接続する地域又は税関空港の港域内若しくはこれに接続する地域にあるものであること。ただし、これらの地域から相当遠距離の地域にあるものであつても、通関貨物の量等から判断して、開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るうえに重要な役割を果たすと認められるものは、この限りでない。
- (5) 税関における監視取締上支障がないと認められるものであること。
- (6) 後記 43—1(3)に掲げる要件を充足する施設であること。

(指定保税地域の指定の範囲)

37—2 指定保税地域の指定の範囲については、次による。

- (1) 輸出入貨物の荷さばき上の利用度等対象となる土地又は建設物その他の施設の公共性のほか、監視取締りの必要性、その難易等をも勘案して、なるべく一定のひろがり及びまとまりをもつた地域を一括して指定する。
- (2) 法第 37 条第 1 項《指定保税地域の定義》にいう「建設物その他の施設」とは、上屋、倉庫、岸壁、さん橋、浮さん橋、物揚げ場、野積場、コンテナの修理場、貯木場水域等をいうものとする。
- (3) 旅具検査場、貨物検査場、収容倉庫及び留置倉庫は、支障のない限り指定の対象に含ませる。
- (4) 指定保税地域として指定しようとする地域内に保税蔵置場又は保税工場である施設があるときは、これらの施設を除外して指定する。ただし、

これら施設の敷地である土地は、指定の対象に含ませる。

- (5) 指定保税地域として指定しようとする地域内に一般の事務所等のように指定保税地域として指定することが適当でない施設があるときは、これを除外して指定する。ただし、その施設の敷地である土地は、指定の対象に含ませる。

(指定保税地域の運営)

37—3 指定保税地域の運営については、次による。

- (1) 指定保税地域の利用を促進し、その適正な運営を図るため、できる限り、税関、港湾管理者、指定法人等その他の関係者で組織する指定保税地域運営協議会を設置し、当該協議会における協議等を通じて、指定保税地域の運営に税関行政上の要請を反映させるよう努める。
- (2) 内国貨物については、指定保税地域の利用を妨げるおそれのない限り、蔵置しても差し支えないことに留意する。

(財務大臣による指定又は取消しに関する手続)

37—4 法第 37 条第 1 項から第 4 項までの規定により財務大臣が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。

- (1) 法第 37 条第 3 項の規定による協議は、財務大臣に代わって税関長が行うものとし、同項の規定による公聴会は、規則第 4 条の規定に従い税関長を主宰者として開くものとする。

なお、税関支署の管轄する指定保税地域の指定又は指定の取消しについても同様とする。

- (2) 令第 31 条第 1 項の規定による公告は、令第 86 条の 2 本文の規定に従い、税関の見やすい場所に掲示して行うものとする。この場合において、令第 31 条第 1 項に規定する「名称及び所在地」の記載につき必要があると認めるときは、所要の図面を付して掲示するものとする。

- (3) 公聴会が終了したときは、税関長は、規則第 4 条第 7 項の規定による調書正副 2 通を作成し、指定又は取消しに関する税関長の意見を付してその正本を財務大臣あてに送付するものとする。

(指定又は取消しに関する権限委任の範囲)

37—5 令第 31 条の 2 に規定する「既存の指定保税地域の区域の一部を変更するためにする指定保税地域の指定又はその取消し」とは、既存の指定保税地域の区域又はこれに接続し若しくはこれに近接する地域に新たに指定保税地域を追加指定する場合、又は既存の指定保税地域の一部につきその指定を取り消す場合をいうものとする。

(税関長による指定又は取消しに関する手続)

37—6 法第 37 条第 5 項の規定による権限の委任に基づき税関長が行う指定保

税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。

- (1) 法第 37 条第 3 項の規定による協議は、財務大臣から委任された権限に基づき、税関長が行うものとし、同項の規定による公聴会は、規則第 4 条の規定に従い税関長が主宰者として開くものとする。
- (2) 令第 31 条第 1 項の規定による公告については、前記 37—4(2)と同様とする。
- (3) 法第 37 条第 3 項の規定による公聴会の手続については、指定又は取消しの内容に応じ、それぞれ次のような便宜の手続により、又はその手続を省略することとして差し支えないものとする。
  - イ 指定保税地域の一部を変更しても利害関係が生じないと認められる場合においては、公聴会開催の手続に並行して、利害関係者及び参考人の意見を文書により求め、この意見書を参考として指定又は取消しの可否を決定する。
  - ロ 指定又は取消しの内容が軽微であつて利害関係が生じないことが明らかである場合（例えば、既存の建設物等を増改築し、その結果、当該建設物等の面積に変更を来す場合等）においては、公聴会の手続を省略する。
- (4) 税関長が指定保税地域の指定又は指定の取消しを行つた場合には、その指定又は取消しに係る指定保税地域についての指定又は取消し前の区域、指定又は取消しをした区域及び指定又は取消し後の区域を明らかにした図面を添付して、その旨を関税局長あてに報告する。

（指定又は取消しの手続を必要としない場合）

37—7 指定保税地域として指定を受けた土地又は建設物その他の施設について、その実態には変更がなく、単なる名称変更又は町名変更があつたような場合においては、改めて指定又は取消しの手続をすることなく、従来の公告等につき所要の変更手続をすれば足りるものとする。

（「利害関係者」及び「参考人」の意義）

37—8 法第 37 条第 3 項にいう「利害関係がある者」及び規則第 4 条第 3 項にいう「参考人」の意義については、次による。

- (1) 法第 37 条第 3 項にいう「利害関係がある者」とは、輸出入業者のほか、倉庫業者、運送業者、通関業者等のように指定保税地域の指定又は指定の取消しについて利害関係を有する者をいう。

なお、港湾管理者の所有及び管理に属さない土地又は建設物その他の施設について指定保税地域の指定又は指定の取消しを行おうとする場合にあつては、港湾管理者も同項にいう「利害関係がある者」に含まれることになるので、留意する。

- (2) 規則第 4 条第 3 項にいう「参考人」とは、学識経験者のうち同項の公聴会的主宰者である税関長が適当と認める者をいう。

(協議又は承認を要する行為の意義)

38—1 法第 38 条第 1 項各号に規定する税関長に協議又は税関長の承認を要する行為は、指定保税地域の管理運営又はその機能（外国貨物の積卸、運搬若しくは一時蔵置又は法第 40 条第 1 項及び第 2 項の行為をいう。）の利用に当たって密接に関連するものに限る。したがって、例えば、次に掲げるものは該当しない。ただし、外国貨物の積卸しのために入港する沿海通航船の係留については、協議又は承認を要さないこととなるので留意する。

- (1) 建設物その他の施設の単なる維持補修を目的とした工事
- (2) 外国貿易船を係留する予定のない期間中における沿海通航船の係留

(協議又は承認申請の手続等)

38—2 法第 38 条第 1 項の規定に基づく税関長への協議又は承認申請の手続については、次による。

- (1) 税関長への協議は、協議する内容を明確かつ簡潔に記載した任意の様式を提出させる。税関における協議への同意は、原則として、提出者に文書を交付することにより行う。なお、提出者から、一定の期間内に継続的に行われる行為又は複数の行為について一括協議を求められた場合は、特に税関の取締上支障がある場合を除き、これを認めて差し支えない。ただし、一括協議の内容に実質的な変更（工事個所の追加等）が生じたときは、当該変更が生じた部分について、改めて協議を要することとなるので留意する。
- (2) 法第 38 条第 1 項ただし書の規定に基づく承認申請は、令第 32 条に規定する事項を記載した任意の様式 2 通を提出させ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。

なお、上記(1)なお書及びただし書の規定は承認申請の手続について準用する。この場合において「一括協議」とあるのは「一括承認」と、「協議」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。

- (3) 税関長が指定保税地域の利用を妨げず、かつ、法の実施を確保する上で支障がないことが明らかであると認めた行為（例えば借受者の単なる名称の変更）については、上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、あらかじめ税関に所要の事項を報告させることにより協議又は承認申請があったものとみなし、承認書の交付等は、適宜、省略して差し支えない。

(「正当な事由」の意義)

38—3 法第 38 条第 4 項にいう「正当な事由」とは、指定保税地域において積卸しをし、運搬をし、又は置かれようとする貨物が危険貨物、腐敗しやすい貨物若しくは他の貨物を汚損するおそれのある貨物であること、又は指定保税地域の蔵置能力に余裕がないことその他これに類する事情があることをい

う。

(指定保税地域における貨物の取扱いの範囲)

40—1 法第 40 条の規定により指定保税地域において行うことができる行為の範囲については、次によるものとする。

(1) 同条第 1 項にいう「内容の点検」とは、貨物を開披してその内容品の品質若しくは数量を点検し、又はその機能について簡単な点検を行うことをいう。

(2) 同条第 1 項にいう「改装」とは、包装を改める行為をいい、一部積戻しのための分割包装等を含む。

(3) 同条第 1 項にいう「仕分け」とは、貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等に分類、選別することをいう。

(4) 同条第 1 項にいう「その他の手入れ」とは、貨物の記号、番号の刷換えその他貨物の現状を維持するために行うさびみがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ等をいう。なお、法第 71 条第 1 項《原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入》に該当する原産地を偽った表示又は誤認させる表示がされている貨物について、その表示をまつ消し、取りはずし又は訂正するための行為及び法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号《輸入してはならない貨物》に該当する物品について、商標をまつ消すための行為を含む。

(5) 同条第 2 項《許可を受けてできる行為》にいう「見本の展示」とは、注文の取集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供することをいい、通常は貨物の置かれている指定保税地域において閲覧に供されるものとするが、その指定保税地域に近接する他の指定保税地域又は保税蔵置場等に置かれている貨物の一部をその指定保税地域に持ち込んで閲覧に供する場合もこれを含むものとする。

なお、展示の方法としては、指定保税地域内に適宜の見本展示場を設けてすることも妨げない。

(6) 同条第 2 項にいう「簡単な加工」とは、単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のものをいい、次の加工を含む。  
イ 食料品等の加熱（専ら、関税の引下げ、非自由化品目の自由化品目への変更を目的とする場合を除く。）

ロ 金属くず又は繊維製品のくず若しくはぼろとして改造用に使用する目的で輸入される貨物のうちに関税率表上のくず又はぼろとは認められないが商慣習上のくず又はぼろ（きずもの又はその荷姿、性質、形状等が統一でないものであつて、その取引価格が正常品としての価額より相当安いものをいう。以下この項において同じ。）と認められる範囲のものが混入している場合において、これに関税率表上のくず又はぼろとする加工

ハ 糖みつの変性（不可飲食処理）加工

(7) 同条第2項にいう「その他これらに類する行為」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。

イ 輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること。なお、法第69条の2第1項第3号に該当する物品について、商標をまっ消すための行為を含む。

ロ 注文の取集め等のため個別に識別及び管理される蔵置貨物を閲覧に供すること。

(貨物の取扱いに関する許可申請の手続)

40—2 法第40条第2項の規定による貨物の取扱いに関する許可申請の手続は、次による。

(1) 貨物の取扱いに関する許可申請は、原則として取扱いをしようとする都度しなければならないものとするが、引き続き連続して同一内容の行為をする場合には、一定期間の行為について一括して許可申請をさせるものとして差し支えない。

(2) 令第34条の規定による貨物の取扱いの許可申請は、当該許可申請に係る貨物が置かれている指定保税地域の所在地を所轄する税関官署に「貨物取扱い許可申請書」(C-3110)2通を提出して行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち1通に許可印を押印し、許可書として申請者に交付する。

なお、許可を受けようとする行為が簡単な加工である場合においては、これについての許可申請書の「取扱貨物の明細」欄に加工に使用する外国貨物又は内国貨物及び加工後における貨物の記号、番号、品名、個数及び数量等を併せて記載させることとする。

(貨物の取扱いに際しての税関への連絡)

40—3 指定保税地域に搬入された貨物について、貨物を管理する者が法第40条の規定による貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れ等の際に、次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めるときは、直ちに保税取締部門へ連絡するよう協力を求めるものとする。

(1) 船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写しに記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準ずる異常

(2) 麻薬等法69条の2第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物

(3) 麻薬、けん銃、爆発物、火薬類、偽造貨幣等法第69条の11第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸入が禁止されている貨物

(指定保税地域とみなされる期間の指定)

41—1 法第41条《指定の取消し後における外国貨物》の規定により税関長が期間を指定する場合においては、残存する外国貨物の船用品等としての積込

み、輸入、積戻し、運送その他の方法による搬出に要する期間等を考慮し、十分な余裕を見込んだ期間を指定するものとし、かつ、その指定をしたときは税関の掲示場に公告するものとする。

(指定保税地域とみなすことの効果)

41—2 法第 41 条《指定の取消し後における外国貨物》の規定により指定保税地域とみなされた場所に置かれている外国貨物については、その出入れ、取扱い、亡失等につき、その貨物が従前の指定保税地域に置かれていた場合と全く同じ規制が及ぶことになるので、留意する。

(「貨物管理者」の意義)

41 の 2—1 法第 41 条の 2 第 1 項に規定する「貨物管理者」とは、外国貨物又は輸出しようとする貨物に関する入庫、保管、出庫その他の貨物の管理を自らが主体となって行う者であり、法第 34 条の 2 に規定する記帳義務及び法第 45 条の規定を読み替えて準用する法第 41 条の 3 の規定により関税を納付する義務を負う者をいう。

なお、指定保税地域の借受者等が当該指定保税地域における業務を他の者に委託している場合には、必要に応じ、業務委託に関する契約書等の写しを提出させ、これにより貨物管理者を確認するものとする。

(貨物管理者に対する処分の基準等)

41 の 2—2 指定保税地域における貨物管理者について、法第 41 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、後記 48—1 の規定(同項(1)ニ(ロ)ただし書き、(1)ニ(ハ)、(2)及び(4)を除く。)を準用する。

この場合において後記 48—1 中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、「第 48 条」とあるのは「第 41 条の 2」と、「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と読み替えるものとする。

(貨物管理者の納付義務等)

41 の 3—1 法第 41 条の 3《保税蔵置場についての規定の準用》において準用する法第 45 条《保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務》の規定の適用については、後記 45—1 から 45—3 までの規定の取扱いに準ずる。この場合において、45—2 中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、45—3 中「蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「管理していた貨物管理者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「当該指定保税地域」と読み替えるものとする。

なお、2 人以上の者が共同で貨物の管理を行つている場合において、外国貨物を亡失した場合の届出義務、又は外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く。)に係る関税の納付義務は、共同で貨物を管理している者が連帯して負うものとする。この場合において、税関に対する届出書類その他により亡失又



は滅却された貨物の保管責任を有する貨物管理者がそのいずれかであることが明らかであるときは、その貨物管理者から外国貨物の亡失に係る届出を行わせ又は関税を納付させるものとする。

### 第 3 節 保税蔵置場

(保税蔵置場の許可の方針)

42-1 保税蔵置場の許可は、後記 43-1 に規定する各号の要件を充足する場合（後記 43-3(2)のロ又はハに掲げる場合を除く。）に限り行うものとし、外国貨物の小売販売を目的とするものは、後記 42-15 及び 42-16 に規定する場合を除いて、許可を行わないものとする。

(許可の対象とする施設の範囲)

42-2 法第 42 条第 1 項《保税蔵置場の許可》の規定により保税蔵置場として許可する施設の範囲については、次による。

- (1) 許可することができる施設は、一般の建設物のほか、野積場、貯木場水域等を含むものとする。
- (2) 石油、糖みつその他の液体貨物を蔵置するタンクその他の施設を保税蔵置場として許可する場合において、これらの施設に連結しているパイプラインで常時外国貨物が入っている状態のものについては、これも許可の対象に含ませるものとする。

(保税蔵置場における貨物の同時蔵置)

42-3 保税蔵置場においては、法第 56 条第 1 項に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物とその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。

- (1) 同一税番及び同一統計番号に属し、かつ、商品的にも同種のものとして取り扱われる液体貨物及び穀物その他のばら貨物
- (2) 原油（石油精製用の粗油を含む。）
- (3) 重油で商慣習上同種のものとして取引されるもの
- (4) 定率法の別表第 2710.19 号の 1 の (3) の A の (b) 及び第 2710.20 号の 1 の (4) の A の (b) に掲げる重油及び粗油であって、これらの号に規定する規格の範囲内のもの

- (5) Marine Diesel Fuel Oilのうち、定率法の別表第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)に掲げる軽油、同表第2710.19号の1の(3)及び第2710.20号の1の(4)に掲げる重油並びに同表第2710.19号の1の(5)及び第2710.20号の1の(6)に掲げるその他のもので、ともに商慣習上同種のものとして取引され、かつ、全量が船用品として積み込まれるもの
- (6) 定率法の別表第2709.00号に掲げる原油（エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂を製造するため、オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉で熱分解用に供されるものに限る。）、暫定法の別表第1第2710.12号の1の(1)のC及び第2710.20号の1の(1)のCに掲げる揮発油、同表第2710.12号の1の(2)のBの(2)、第2710.19号の1の(1)のBの(2)及び第2710.20号の1の(2)のBの(2)に掲げる灯油並びに同表第2710.12号の1の(3)、第2710.19号の1の(2)及び第2710.20号の1の(3)に掲げる軽油
- (7) エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの（エチルターシャリーブチルエーテルの製造の用に供するものに限る。）及びエチルターシャリーブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したもの（関税暫定措置法施行令第4条第1項の証明書（以下この項において「証明書」という。）の提出が可能なもの又は同条第2項に規定する証明書の交付に係る手続が行われているもの（「バイオエタノール及びバイオ ETBE の関税無税化のためのバイオ由来証明の取扱いについて」（平成20年4月1日経済産業省資源エネルギー庁長官通達）4(2)の科学的なバイオ由来証明試験のための試料採取が必要なものを除く。))
- (8) その他、税番又は統計番号は異なるが、商品的には同種のものとして取り扱われる貨物のうち、純度、比重その他の性状、当該性状及び数量の確定方法並びに用途等を勘案し、関税及び内国消費税の徴収、貨物の確認等に支障のないもので税関長が認めたもの（なお、この号の適用に当たっては、本省に照会のうえ、決定する。）

（保税蔵置場における同時蔵置の特例）

42—4 前記42—3の適用を受ける貨物を蔵置するタンク又はサイロ（以下「タンク等」という。）が複数ある場合には、そのタンク等を一つのタンク等とみなして取り扱って差し支えない。

（同時蔵置の特例の適用を受ける場合の届出）

42—5 前記42—4の規定の適用を受けようとする場合は、群の呼称、タンク等の番号及び蔵置貨物の品名を記載した適宜の様式による届出書（保税地域のタンク等のすべてを一つの群として使用する場合にはその旨を記載した届出

書)を提出させるものとする。

なお、タンク等の群の構成を変更する場合も同様とする。

(石油等を蔵置するタンクの取扱い)

42—6 石油等を蔵置するタンクの取扱いは、次によるものとする。

- (1) 保税タンクに搬入した石油の搬入数量確定の際に、石油から分離した水分がタンク検尺により検出される場合には、その水分量が実測され、かつ、搬入した石油から分離したと認められるときに限り、搬入数量から当該水分量を控除した数量で確定して差し支えない。
- (2) 保税タンクから石油を引き取る場合の数量の確定は、原則として後尺検量方式の測定により行うが、特にやむを得ないと認められるときには、前尺、後尺検量方式又は流量計(「揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて」(昭和44年11月18日蔵関第3223号)に規定する流量計に限る。)の測定により行つて差し支えない。ただし、いずれの測定方式によつても、蔵置中の欠減は認めないものとする。
- (3) 上記(2)の前尺、後尺検量方式又は流量計により測定した数量で引き取る場合においては、これらの搬出数量と後尺検量方式による搬出数量との間に生ずる差異は、当初確定された搬入数量を基準として最終搬出の際に調整を加えることとし、その際に蔵置中の欠減があると認められるときは、その欠減分の関税を徴収する。

(保税蔵置場の許可の申請手続)

42—7 法第42条第1項の規定に基づく保税蔵置場の許可の申請は、申請者が法人の場合には、法人の代表者名により、「保税蔵置場許可申請書」(C—3120)1通(税関支署を経由する場合には、2通)を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「保税蔵置場許可書」(C—3130)を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」(C—3135)により申請者に通知するものとする。

(許可申請書の添付書類の取扱い)

42—8 許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。

- (1) 許可申請書には、令第35条第2項に規定する書類の添付を必要とするが、同項の規定による添付書類のうち「信用状況を証するに足りる書類」、「保管規則及び保管料率表」及び「登記事項証明書」の取扱いについては、次による。
  - イ 「信用状況を証するに足りる書類」としては、法人の場合にあつては、最近の事業年度における事業報告書を、個人の場合にあつては、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。
  - ロ 「保管規則及び保管料率表」としては、申請に係る蔵置場が倉庫業法

(昭和 31 年法律第 121 号) 第 3 条《登録》の規定による国土交通大臣の登録を受けて事業を行うものである場合は保税蔵置場保管規則(同法第 8 条《倉庫寄託約款》)に規定される倉庫寄託約款の写しでも差し支えない。)及び保管料率表を、その他の場合は保税蔵置場保管規則をそれぞれ添付させる。

ハ 「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、税関職員が法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。申請者が個人の場合にあつては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。

(2) 令第 35 条第 2 項第 6 号に規定する「その他参考となるべき書類」としては、次のものを添付させる。

イ 支配人その他の主要な従業者(支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者。以下本節及び本章第 4 節から第 6 節において同じ。)及び役員(法人の場合に限る。)の履歴書

ロ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合にあつては当該業務委託契約書

ハ 申請に係る土地、建物を賃借している場合にあつては当該賃貸借契約書

ニ 許可を受けた者が許可後の保税業務に係る手続きを主要な従業者等に委任する場合の包括的な委任状

ホ 前記 34 の 2—9(貨物管理に関する社内管理規定の整備)に規定する貨物管理に関する社内管理規定

(3) 保税蔵置場の許可を受けている者が同一の税関管轄内の場所において許可申請を行う場合で、当初許可申請時に提出されている添付書類の記載された内容について変更がないことを確認できたときは、上記の取扱いにかかわらず当該書類の添付を省略させることができるものとする。

(4) 同一申請者が同一の税関管轄内の場所において同時に二以上の許可申請を行う場合には、同一内容の添付書類については、一部で足りるものとする。

(2 以上の蔵置場についての一括許可)

42—9 保税蔵置場の許可を受けようとする蔵置場が 2 以上の場所にあり、これらの蔵置場が、次のいずれかに該当するもので、かつ、税関の取締上支障がないと認められるときは、これらの蔵置場につき一括して保税蔵置場の許可(1 許可)を行うこととして差し支えない。なお、法第 50 条の規定に基づく届出を行おうとする場合にも、同様とする。

(1) 申請に係る蔵置場が、申請者の所有又は管理する場所の同一構内にある建設物その他の施設であり、申請者が同一の蔵置場として管理するもので

あるとき

- (2) 申請に係る蔵置場のある場所が、申請者の所有又は管理するもので、公道等の設置、その他やむを得ない理由により分割されているが、申請者が同一の蔵置場として管理するものであるとき

(保税蔵置場の許可の期間の指定)

42—10 保税蔵置場の許可の期間は、6年を超えないものとする。

(許可の際に付する条件)

42—11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第35条第3項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

- (1) 蔵置貨物の種類を変更する必要がある場合にはあらかじめ税関長に届け出る旨の条件
- (2) 保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件
- (3) 保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件
- (4) 法第43条第3号から第7号に該当することとなった場合には直ちに届け出る旨の条件
- (5) 法第43条の3第1項の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設については、当該保税蔵置場に搬入する外国貨物についてあらかじめ法第43条の3第1項による承認を受けなければならない旨の条件
- (6) 内部監査人による評価・監査を、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すべき旨の条件
- (7) 蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じるべき旨の条件

(許可の期間の更新の手続等)

42—12 法第42条第2項ただし書の規定に基づく保税蔵置場の許可の期間の更新の手続等については、次による。

- (1) 許可の期間の更新の申請は、「保税蔵置場・工場許可期間の更新申請書」(C—3140)1通（税関支署を経由する場合には、2通）を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関において更新を認めたときは、「保税蔵置場・工場許可期間の更新書」(C—3150)を交付するものとし、認めないこ

としたときは、「保税蔵置場・保税工場許可期間の更新をしない旨の通知書」(C-3155)により申請者に通知するものとする。

(2) 許可期間の更新申請書には、前記 42—8 に準じて所要の書類の添付を求めることができるものとし、次のものを添付させる。

イ 信用状況を証するに足りる書類として法人の場合にあつては、最近の事業年度における事業報告書、個人の場合にあつては納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの

ロ 当該保税蔵置場の貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表

ハ 自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合にあつては当該委託契約書

ニ 申請に係る土地、建物を賃借している場合にあつては当該賃貸借契約書

(3) 上記の添付書類については、前記 42—8 (許可申請書の添付書類の取扱い) の(3)及び(4)の取扱いに準ずるほか、許可期間の更新申請を行う場合で、当初許可申請時の添付書類に記載された内容について変更がない場合には、上記の取扱いにかかわらず、当該書類の添付を省略させることができる。

(4) 許可の更新に際し指定する更新の期間については、6年を超えないものとする。

(5) 許可の更新に際しては、令第 36 条第 2 項《許可の条件に関する規定の準用》の規定に基づき、前記 42—11 に準じて条件を付すものとする。

(6) 申請者が法人の場合には、原則として法人の代表者名で申請させることとするが、委任関係を証する書類が既に提出されている場合には当該出先長(税関長が適当と認める支店長、工場長程度)名で申請させて差し支えない。

(許可又はその期間の更新の公告等)

42—13 法第 42 条第 3 項《保税蔵置場の許可等の公告》の規定による保税蔵置場の許可又はその期間の更新の公告は、それぞれ次の内容につき行うものとする。

なお、新規許可の場合においては、その内容を速やかに他の税関に通報するものとする。

(1) 許可した場合の公告の内容

イ 許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

ロ 保税蔵置場の名称及び所在地

ハ 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

ニ 蔵置貨物の種類

ホ 許可の期間

(2) 許可期間を更新した場合の公告の内容

イ 更新を認められた者の住所及び氏名又は名称

- ロ 保税蔵置場の名称及び所在地
- ハ 更新した期間

(延べ面積の算定の方法)

42—14 保税蔵置場の延べ面積の算定の方法は、次による。

- (1) 保税蔵置場の延べ面積は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 92 条《面積等の算定》の規定に基づく延べ面積の算定方法により算定するものとするが、パイプライン等のように同条の規定に基づく延べ面積に算入されないものであつても、それが貨物の蔵置の機能を果たす場合においては、その部分の面積は、保税蔵置場の延べ面積に含ませる。
- (2) 石油タンク、ガスタンク、パイプライン又は穀物サイロ等のように液体、気体又はばら貨物を入れる施設の延べ面積は、水平投影面積（円形のタンクの場合には、外壁までの半径の 2 乗に円周率を乗じたもの）による。
- (3) 個々の独立した部分の面積を算定する際の長さの測定は、メートルを単位として小数点以下第 2 位までの数値（端数を切り捨てる。）を求め、算出した面積の数値に小数点第 3 位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- (4) 1 申請に係る保税蔵置場（1 申請に係る保税蔵置場が単独の部分から成り立っている場合を含む。）が 2 以上の独立した部分（建物、タンク、土地等）から成り立っている場合においては、各部分の延べ面積を合算して全体として保税蔵置場の延べ面積を算出する。この場合において、合算の結果に 1 平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(出国者に対する外国貨物の保税販売)

42—15 税関空港及び開港等における出国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売用施設（販売カウンター、ショーウィンドー及び保管棚等が置かれ、出国者に外国貨物を保税販売又は引渡す施設をいう。）又は保管用施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。

保税販売された物品の外国への送り出しは、法上、出国者が携帯して積戻しをするものとして、次により取り扱う。

- (1) 外国貨物の販売用施設及び販売用施設以外の保管用施設は、保税蔵置場とする。

なお、販売用施設及び保管用施設（以下「両施設」という。）について一括して行う保税蔵置場の許可（1 許可）は、前記 42—9 の規定にかかわらず、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、税関の取締上支障がないと認められるときに行うものとする。

イ 申請に係る両施設が、立地条件や施設の制約により分割して設置されることがやむを得ないと認められるとき

ロ 申請に係る両施設のある場所が、申請者の所有又は管理するもので、

申請者が同一の保税蔵置場として管理するものであるとき

ハ 外国貨物の搬出入、蔵入承認申請、販売、移動、引渡、所在その他の貨物管理に係る情報を電子的なシステムにより一元的に管理し、税関が必要と認めた場合には、当該情報内容を整然とした表で提出することが可能であると認められるとき

ニ 申請に係る両施設間で外国貨物の移動を行う場合には、両施設以外の場所において当該外国貨物の運送具への積み込み又は運送具からの取卸しを行わないことその他外国貨物が国内に引き取られることがないようにするための措置を講じていると認められるとき

また、保税蔵置場の許可に当たっては前記 42—11 の条件のほかに、「出国者向け販売用施設に蔵置する外国貨物は、出国者向け保税販売用物品に限る」旨の条件を付するものとする。

(2) 保税販売の対象者は、出国者（税関空港内に一時的に滞留する者で、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）による出入国手続を要しないものを含む。）とする。

(3) 保税販売及び物品の引渡しは、原則として、出国又は通過旅客待合室の販売用施設において出国者に直接手渡す方法により行わせる。

(4) 保税販売に係る事務処理手続は、次により行わせる。

イ 外国貨物を販売したときは、販売年月日、品名、数量、出国者の氏名、国籍及び搭乗予定の外国貿易機のフライト番号を記載した販売伝票を作成させ、これに出国者の署名をさせる。

なお、出国者の国籍及び署名については、貨物の管理状況等からみて取締上特に問題がないと認められるときは、これを省略させて差し支えないものとする。

ロ 上記イにより販売した物品については、当該物品の品名、数量及び蔵入承認番号（ただし、他の保税蔵置場で蔵入承認を受けて保管用施設に保税運送された物品については、当該保管用施設への蔵入承認を受けるまでの間は、直前の蔵入承認番号及び保税運送承認書番号）を記載した搭載一覧表を作成させ、上記イにより作成した販売伝票とともに保存させるものとする。

ハ 販売伝票及び搭載一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。

なお、税関が必要と認めた場合には、販売伝票及び搭載一覧表を整然とした表で提出させるものとする。

（入国者に対する外国貨物の保税販売）

42—16 税関空港及び開港等における入国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売用施設（販売カウンター、ショーウィンドー及び保管棚等が置かれ、入国者に外国貨物を保税販売する施設をいう。）又は保管用施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。



保税販売された外国貨物の本邦への引き取りは、法上、入国者が携帯して輸入をするものとして、次により取り扱う。

(1) 外国貨物の販売用施設及び販売用施設以外の保管用施設は、保税蔵置場とする。

なお、販売用施設及び保管用施設（以下「両施設」という。）について一括して行う保税蔵置場の許可（1許可）は、前記 42—9 の規定にかかわらず、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、税関の取締上支障がないと認められるときに行うものとする。

イ 申請に係る両施設が、立地条件や施設の制約により分割して設置されることがやむを得ないと認められるとき

ロ 申請に係る両施設のある場所が、申請者の所有又は管理するもので、申請者が同一の保税蔵置場として管理するものであるとき

ハ 外国貨物の搬出入、蔵入承認申請、販売、移動、引渡、所在その他の貨物管理に係る情報を電子的なシステムにより一元的に管理し、税関が必要と認めた場合には、当該情報内容を整然とした表で提出することが可能であると認められるとき

ニ 申請に係る両施設間で外国貨物の移動を行う場合には、両施設以外の場所において当該外国貨物の運送具への積み込み又は運送具からの取卸しを行わないことその他外国貨物が国内に引き取られることがないようにするための措置を講じていると認められるとき

また、保税蔵置場の許可に当たっては前記 42—11 の条件のほかに、「入国者向け販売用施設に蔵置する外国貨物は、入国者向け保税販売用物品（輸出の許可を受け、未だ本邦から外国に向けて送り出されていない外国貨物を除く。）に限る」旨の条件を付するものとする。

(2) 保税販売の対象者は、入国者とする。

(3) 保税販売及び物品の引渡しは、入国動線の販売用施設において入国者に直接手渡す方法により行わせる。また、外国貨物の保税販売の際には、定率法第 14 条第 7 号の規定に基づく免税の範囲は、保税販売される物品と入国者が外国から持ち込んだ物品（本邦と外国の間を往来する航空機又は船舶内にて購入した物品を含む。）とを合算した数量又は価格によって決定されることに留意し、必要に応じ、入国者に周知させるものとする。

(4) 保税販売に係る事務処理手続は、次により行わせる。

イ 外国貨物を販売したときは、販売年月日、品名、数量、入国者の氏名及び国籍を記載した販売伝票を作成させ、これに入国者の署名をさせる。

なお、入国者の国籍及び署名については、貨物の管理状況等からみて取締上特に問題がないと認められるときは、これを省略させて差し支えないものとする。

ロ 上記イにより販売した物品については、当該物品の品名、数量及び蔵入承認番号（ただし、他の保税蔵置場で蔵入承認を受けて保管用施設に保税運送された物品については、当該保管用施設への蔵入承認を受ける

までの間は、直前の蔵入承認番号及び保税運送承認書番号)を記載した譲渡一覧表を作成させ、上記イにより作成した販売伝票とともに保存させるものとする。

ハ 販売伝票及び譲渡一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。

なお、税関が必要と認めた場合には、販売伝票及び譲渡一覧表を整然とした表で提出させるものとする。

(注文の取集め等のための個別に識別及び管理される蔵置貨物の閲覧及び購入の申込みがあった貨物の通関等)

42—17 注文の取集め等のための蔵置貨物の閲覧は、その閲覧に供する施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとして、次の手続により取り扱う。

(1) 閲覧に供する蔵置貨物は、個別に識別及び管理されるものとし、法第 43 条の 3 第 1 項に規定する税関長の承認を受け、前記 40—1(7)ロに該当する行為として税関長の許可を受けるものとする。当該許可を申請する者が注文の取集め等を行う者と異なる場合には、注文の取集め等を行う者の住所及び氏名又は名称を併せて記載させることとする。

(2) 蔵置貨物を閲覧に供する場合は、閲覧所入口で氏名、住所、入退場日時を入場者名簿に記載させることとする。

ただし、次のいずれかの蔵置貨物保全のための措置を講じる場合は、入場者名簿の記載を省略して差し支えない。

イ 監視カメラにより保税蔵置場全域を常時監視するための体制が整備されている場合

ロ 監視カメラにより当該保税蔵置場出入口を常時監視するとともに、防犯タグを活用した防犯ゲートその他これに相当する方法により蔵置貨物の出入りを常に把握できる体制が整備されている場合

なお、上記イ又ロに該当する場合であっても、専ら外国貨物の保管を目的とする場所(以下「保管場所」という。)に出入りする場合は、入場者名簿の記載を必要とすることに留意する。

(3) 貨物を管理する上で、保管場所と保管場所以外の場所のどちらに貨物が蔵置されているのかを常に把握させるものとする。

(4) 外国貨物の購入の申込みがあった場合は、その予約のみを行わせ、当該保税蔵置場又は他の保税地域において輸入又は積戻しの許可を受けさせた後、購入者に引き渡すようにする。なお、手続はできるだけ集中的に行わせるよう指導する。

(5) 上記(4)に係る事務処理手続は、当該貨物の購入の申込み年月日、品名、購入金額、購入者の氏名及び住所を記載した実績一覧表を作成させ、上記(2)の入場者名簿とともに保存させるものとする。入場者名簿及び実績一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。なお、税関が

必要と認めた場合には、入場者名簿及び実績一覧表を整然とした表で提出させるものとする。

(保税蔵置場の許可の基準)

43—1 保税蔵置場の許可に関する法第43条第8号から第10号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。

(1) 人的要件

申請者が次の要件を備える者であること。

イ 申請に係る保税蔵置場の業務内容その他から判定し、保税蔵置場の業務を行ううえで必要な法令等についての知識及び記帳能力等が十分であって、外国貨物等の保管業務に関し十分な業務処理能力を有すると認められた者

ロ 下記(3)の要件を満たす施設において、許可申請書に添付された前記34の2—9に規定する貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力を有すると認められる者

ハ 貨物取扱量を勘案して、法の規定により課される許可手数料、亡失貨物に係る関税等の経済的負担に耐え得る資力を有すると認められる者

(注) 申請者(役員、代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者を含む。)が国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者に該当する者か否かについても、十分に注意を払うことが必要である。

(2) 場所的要件

申請に係る施設は、次に掲げる施設とする。

イ 当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程が25キロメートル以内の場所にある施設

ロ 当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程が25キロメートルを超えおおむね100キロメートル以内の場所にある施設であり、その施設の所在地及び周辺の地域における道路、港湾及び空港その他の交通施設が整備されているもの

ハ 上記イ及びロの場所以外の場所にある次に掲げる施設その他の施設で、蔵置施設、蔵置する貨物の種類、地域の国際化・活性化に資する観点等を勘案し、上記イ及びロの場所以外の場所に立地することがやむを得ない事情にあると税関長が認めるもの

(イ) 特殊な保管施設を必要とする貨物(例えば、危険物、ウイスキーの原酒等をいう。)のみを蔵置するための施設

(ロ) 臨海の工場の構内又はこれに近接している施設で、輸出入貨物を直接本船に積卸しするもの(はしけ又は内航船舶を介してする場合を含む。)

- (ハ) 開港内の臨海の施設で、輸出入貨物を直接本船に積卸しするもの
- (ニ) 原木の貯木場
- (ホ) 輸出貨物のみを蔵置する施設（法第 56 条第 3 項の規定により保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受ける場合を含む。）
- (ヘ) 法第 43 条の 3 第 1 項の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設

(3) 施設的要件

許可申請書に添付された前記 34 の 2—9 に規定する貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制が確保できる施設であること。また、当該施設につき、原則として、以下の措置が講じてあること。ただし、保税地域の立地場所、蔵置貨物の種類その他の事情を勘案し、当該措置を採ることが不可能又は不要な場合には、貨物の保全を図るため必要な範囲において適宜の措置が講じてあること。

イ コンテナ・ターミナル、野積場等の土地に貨物を蔵置する保税地域においては、当該保税地域内に外部から容易に侵入できないような障壁、フェンス等を外周に設置するとともに、当該保税地域内において適度な照度を確保できるような照明装置が設置されていること。また、出入口には施錠が可能なゲート等の設備が設置されていること。

ロ コンテナ・フレイト・ステーション、倉庫等の貨物を蔵置する施設を有する保税地域においては、当該施設の出入口、窓、その他の侵入が可能な部分について、外部から不審者等が容易に侵入できないように施錠その他の措置が講じてあること。

(4) 量的要件

申請に係る施設の輸出入貨物取扱見込量が、当該施設の所在する港湾又は地域における既存の同種条件にある保税蔵置場等に比較して同程度か又はそれ以上であると認められるものであること。ただし、次に掲げる施設で事情やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。

イ 港湾及び空港の機能を維持するために必要と認められるもの（例えば、船（機）用品、航空機部品を取り扱うもの等をいい、当該港湾地帯に他の通関施設がないために設置する必要があると認められるものを含む。）

ロ 危険品又はこれに準ずる貨物を蔵置するためのもの

（欠格条項に該当するかどうかの確認）

43—2 保税蔵置場の許可又は許可期間の更新の申請があった場合において、申請者が法第 43 条第 1 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するか否かの確認は次による。

(1) 法第 43 条第 1 号から第 4 号まで

原則として、申請者から誓約書を提出させることにより行うものとする

が、税関において特に必要があると認められるときは、それらの者の本籍地の市町村役場に照会する等の方法により確認するものとする。

(2) 法第 43 条第 5 号及び第 7 号

原則として申請者の氏名、性別及び生年月日により法第 105 条の 3 の規定に基づき別途通知する方法により都道府県警察に照会し確認するものとする。なお、都道府県警察から、法第 43 条第 5 号又は第 7 号に該当する事由を有する者であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合には、申請者に対し必要な補充情報（当該申請者に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めるとともに、当該補充情報を速やかに、申請者の所在地を管轄する都道府県警察に手交するものとする。

(3) 法第 43 条第 6 号

上記(1)及び(2)に準ずるものとする。この場合において、代理人及び支配人とは、前記 34 の 2—9 (2)のイに規定する総合責任者をいい、その他の主要な従業者とは、同 34 の 2—9 (2)のロからニまでに規定する貨物管理責任者、顧客（荷主）責任者、委託関係責任者をいう。後記 48—1 において同じ。

（欠格条項に該当する保税蔵置場）

43—3 欠格条項（法第 43 条各号）に該当する保税蔵置場の許可又は許可の期間の更新の取扱いは次によるものとする。

(1) 次のような被許可者に係る保税蔵置場の許可の期間の更新は、原則としてしないものとする。

イ 法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、法第 48 条第 1 項に規定する処分を受ける前に当該保税蔵置場の許可の期間が満了となった場合における許可の期間の更新

ロ 法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、法第 48 条第 1 項の規定により外国貨物又は輸出しようとする貨物の搬入停止の処分（以下この項において「搬入停止処分」という。）を受けている期間中に当該保税蔵置場の許可の期間が満了となった場合における許可の期間の更新

(2) 次のような被許可者に係る保税蔵置場については、欠格条項（法第 43 条第 2 号）に該当する場合であっても、保税蔵置場の許可又は許可の期間の更新をすることができるものとする。

イ 法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受け、搬入停止処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、法第 43 条第 2 号に規定する 3 年が経過する前に当該処分の期間が終了したとき

ロ 法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けたことにより搬入停止処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、当該処分の期間が終了する前に許可の期間が満了となり、法第 43 条第 2 号に規定する 3 年が経過する前に当該搬入停止処分を引き続き受けていた場合に停止され

る期間に相当する日数が経過したとき

- ハ 法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、搬入停止処分を受ける前に許可の期間が満了し、法第43条第2号に規定する3年が経過する前に、当該搬入停止処分を受けていた場合に停止される期間の終了日に相当する日が経過したとき

(外国貨物の蔵置期間の取扱い)

43の2—1 法第43条の2に規定する外国貨物の蔵置期間の取扱いについては、次による。

- (1) 同一の外国貨物が2以上の保税蔵置場に置かれることとなった場合における当該貨物の蔵置期間は、最初の保税蔵置場に置くことを承認した日から通算する。
- (2) 保税蔵置場に置くことの承認を受けた日が異なる2種以上の外国貨物を使用して、改装、仕分けその他の手入れが行われた場合の外国貨物の蔵置期間は、使用された外国貨物のうち、後に蔵入れされた貨物に係る上記(1)の日から通算する。
- (3) 保税蔵置場に置くことの承認を受けた外国貨物が、2以上の保税蔵置場又は保税蔵置場以外の保税地域に置かれることとなった場合における当該貨物の蔵置期間は、最初に保税蔵置場に置くことを承認した日以降、当該2以上の保税蔵置場に蔵置していた期間を合算するものとする。

(「税関長が特別の事由があると認めるとき」の例示)

43の2—2 法第43条の2第2項にいう「税関長が特別の事由があると認めるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。

- (1) 原油又は石油ガスを備蓄用に蔵置する場合
- (2) 船舶又は航空機の部分品等を外国貿易船等の修繕用に蔵置する場合
- (3) 太平洋横断ケーブル用の物品を修繕用に蔵置する場合
- (4) 国際的な商品取引所(例えば、ロンドン金属取引所等)において取り引きするために蔵置する場合
- (5) 国際的な商品取引や積戻しが見込まれる美術品等(個別に識別及び管理されるもの)の保管を行うために蔵置する場合
- (6) ウイスキーの原酒等を熟成のために長期蔵置する場合
- (7) 積戻し又は国内に引き取ることが契約等で確定しており、具体的な搬出予定がある場合
- (8) 前記42-15及び42-16に規定する保税販売のため引き続き蔵置する場合
- (9) 市況の急激な変動等により引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合

(外国貨物の蔵置期間の延長の手続)

43の2—3 法第43条の2第2項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請

手続については、次による。

- (1) 外国貨物の蔵置期間の延長申請は、当該外国貨物の所有者の名をもって、当該外国貨物が置かれている保税蔵置場の所在地を所轄する税関官署に「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」(C—3240) 2通を提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。

なお、前記 43 の 2—2(4) 及び(5)に該当する場合は、保税蔵置場の許可を受けた者の名をもって申請して差し支えないものとする。

- (2) 延長を認める期間は、2年以内とする。

なお、延長を認めた期間が経過することとなるときは、税関長がさらに延長する必要があると認めた場合には、上記(1)と同様の手続を行わせるものとする。ただし、前回の延長の際の申請内容から延長を必要とする期間以外の内容変更がない場合は、「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」(C—3240—1)により、前回の延長の際の承認書一式の写しを添付の上、申請して差し支えないものとする。

(外国貨物を置くことの承認に関する用語の意義等)

43 の 3—1 法第 43 条の 3《外国貨物を置くことの承認》に規定する置くことの承認に関する用語の意義等については、次による。

- (1) 同条第 1 項に規定する 3 月の計算については、保税蔵置場に外国貨物を入れるのに要する日数が 2 日以上に及ぶ場合には、その貨物を入れ終わった日の翌日から起算するものとする。
- (2) 同条第 2 項に規定する「外国貨物を置くことが他の法令の規定によりできない場合」とは、輸入貿易管理令(昭和 24 年政令第 414 号)の規定による輸入承認証がない場合等をいうものとする。
- (3) 同条第 2 項に規定する「保税蔵置場の利用を妨げる場合」とは、保税蔵置場に入れられる外国貨物が腐敗又は損傷した貨物、腐敗又は損傷のおそれのある貨物又は他の貨物を損傷するおそれのある貨物であつてその貨物を入れることにより、保税蔵置場に入れられている他の貨物を腐敗若しくは損傷させ、又は他の貨物を入れることを困難にする場合等をいうものとする。

(外国貨物を置くことの承認の申請手続)

43 の 3—2 法第 43 条の 3 第 1 項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認(以下この節において「蔵入承認」という。)の申請手続については、次による。

- (1) 蔵入承認の申請は、「輸入(納税)申告書」(C—5020)又は「輸入(納税)申告書」(C—5025—1 及び C—5025—2)に令第 36 条の 3 第 1 項に規定する事項を記載し、その標題を「蔵入承認申請書」と訂正の上、3通(原本、承認書用、統計用)を提出することによつて行わせ、税関においてこれを

承認したときは、うち 1 通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。

- (2) 蔵入承認申請書の提出に際しては、令第 36 条の 3 第 2 項の規定により、必要があるときは、仕入書その他の申請の内容を確認するために必要な書類を添付させるほか、協定税率（定率法第 5 条の規定に基づき協定税率の適用がある場合を含む。以下同じ。）、EPA 税率又は特惠税率の適用を受けようとする場合であって蔵入承認申請書の提出の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類を添付させる（協定税率適用の場合にあつては、後記 68—3—7 の方法により令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。）。

なお、「必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。

- (3) 令第 36 条の 3 第 7 項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記 70—3—1 の別表第 1 又は別表第 2 の第 1 欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第 3 欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

ロ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）

ハ 印紙等模造取締法（昭和 22 年法律第 189 号）

ニ 大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）

ホ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）

へ 覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）

ト 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）

チ あへん法（昭和 29 年法律第 71 号）

リ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）

ヌ 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）

ル 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）

ヲ 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）

ワ 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）

カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

ヨ アルコール事業法（平成 12 年法律第 36 号）

タ 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）

レ 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）

ソ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）



- ツ 郵便切手類模造等取締法（昭和 47 年法律第 50 号）
- ネ 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）
- ナ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

（蔵入先の保税蔵置場を管轄する税関以外の税関で蔵入承認する場合の取扱い）

43 の 3—3 法第 43 条の 3 第 1 項に基づく承認は、外国貨物を置こうとする保税蔵置場を管轄する税関以外の税関において、その管轄する保税地域に置かれている貨物について行うことを妨げない。

なお、この場合における取扱いについては、次による。

- (1) 保税蔵置場を管轄する税関以外の税関において承認する場合においては、その承認に併せて法第 63 条の承認を行うものとする。
- (2) 上記(1)の承認をしたときは、承認書（運送兼用の旨を表示したもの）を交付するほか、承認書の写し 2 通を作成し、うち 1 通は保税蔵置場を所轄する税関官署へ送付し、他の 1 通は運送承認書写し（到着証明書）の旨を表示して運送者に交付するものとする。
- (3) 発送地所轄税関の保税取締部門において発送を確認したときは、上記(2)の承認書及びその写し（到着証明用）に発送確認の旨を記載してこれを運送者に交付する。到着地所轄税関の保税取締部門において到着を確認したときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載する。また、到着証明をした承認書写しは運送者に交付して発送地所轄税関に提出することを求めるものとする。

（置くことの承認を受けない貨物の取扱い）

43 の 3—4 保税蔵置場に入れた日から 3 月（法第 43 条の 3 第 1 項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内に法第 43 条の 3 第 1 項の規定による承認を受けない外国貨物については、法第 80 条第 1 項第 3 号の 3 の規定の適用があることになるが、次に掲げる場合にあっては、その承認を受けないでそれぞれの承認又は許可までの間貨物の蔵置を認めることとして差し支えないものとする。

- (1) 保税蔵置場に外国貨物を入れた日から 3 月以内に置くことの承認の申請があったが、検討依頼その他税関側の都合によりその承認が遅れている場合
- (2) 保税蔵置場に外国貨物を入れた日から 3 月以内に輸入、積戻し、保税運送等の申告がされている場合

（「税関長がやむを得ない理由により必要があると認めるとき」の例示）

43 の 3—5 法第 43 条の 3 第 1 項《承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の手続》にいう「やむを得ない理由により必要があると認めるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。

- (1) 保税蔵置場に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの又は検査若しくは条件の具備を必要とする貨物である場合において、当該法令の所管省庁に対し手続中であるため、税関長に対し蔵入承認申請が行えない場合
- (2) 前記 43 の 3—2 (外国貨物を置くことの承認の申請手続) の(2)に定める蔵入承認申請書の添付書類が輸入者の責に帰すべきでない理由により不備であるため、税関長に対し蔵入承認申請が行えない場合

(蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の手続)

43 の 3—6 令第 36 条の 4 に規定する蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の申請手続については、次による。

- (1) 未承認外国貨物蔵置期間の指定申請は、当該指定申請に係る貨物が置かれている保税蔵置場の所在地を所轄する税関官署に「蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請書」(C—3241) 2 通を提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押印し、指定書として申請者に交付する。
- (2) 延長を認める期間は、税関長が真にやむを得ないと認めた期間をもつて指定するものとする。

なお、延長を認めた期間が経過することとなるときは、税関長がさらに延長する必要があると認めた場合には、当初の延長の際の手続きと同様の手続きを行わせるものとする。

(蔵入承認の申請の特例)

43 の 3—7 法第 43 条の 3 第 3 項で準用する法第 67 条の 19 の規定の適用を受けて行われる蔵入承認の申請については、後記 67 の 19—1 ((3)を除く)及び 67 の 19—2 の規定をそれぞれ準用する。

(外国貨物を置くことの承認等の際の検査)

43 の 4—1 法第 43 条の 4《外国貨物を置くことの承認等の際の検査》の規定による検査(貨物確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。)を含む。)については、後記 67—3—8(輸入検査の種類)から 67—3—14(輸入貨物の数量の確認)までの規定(本船扱い及びふ中扱いに係る規定を除く。)を準用する。

(貨物の収容能力の増加についての取扱い)

44—1 新たに保税蔵置場として利用しようとする建設物その他の施設が次の(1)及び(2)に該当するときは、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の貨物の収容能力を増加するものとして、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、届出により処理することとして差し支えない。

- (1) 前記 42—9 (1)若しくは(2)、42—15(1)又は 42—16(1)のいずれかに該当するものであること
- (2) 貨物の収容能力の増加分が、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の収容能力を超えないものであること又は前記 34 の 2—9 の規定により提出された貨物管理に関する社内管理規定若しくは法第 51 条第 3 号に規定する規則に変更をきたさないと認められる場合であること

(貨物の収容能力の増減等の届出の手續)

44—2 法第 44 条第 1 項の規定に基づく貨物の収容能力の増減等の届出の手續については、次による。

- (1) 令第 37 条に規定する届出は、「貨物収容能力増減等の届」(C—3160) 2 通(支署、出張所その他の官署に届け出る場合にあっては 3 通)を税関に提出することにより行い、税関においてこれを受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつて届出人に交付する。
- (2) 令第 37 条の規定により添付する図面は、貨物の収容能力の増減又は工事を行う部分を明らかにするため必要と認められる場合に限り添付するものとし、その内容は、保税地域の配置の関係を明らかにした簡易な平面図のもので足りるものとする。  
なお、貨物の収容能力を減少する場合において、独立した地域等その減少する対象が明確であるときは、添付される図面には、面積のみを記入し、面積を算定する際の長さの記入は省略することとして差し支えない。
- (3) 改築その他の工事により貨物の収容能力が増加又は減少する場合にあっては、改築その他の届出と貨物の収容能力の増加又は減少の届出とは、別個に行うものとする。
- (4) 上記(3)の場合において、工事の結果として生ずる収容能力の増減が、保税蔵置場の許可手数料に影響を及ぼすものではなく、工事の終了後直ちに貨物の収容能力の増減を行うこととなるときは、便宜、改築その他の工事の届出により貨物の収容能力の増減の届出を兼ねることとして差し支えない。
- (5) 収容能力の減少によって、前記 44—1 (1)及び(2)に該当しなくなるときは、新たな許可を受ける必要があるので留意すること。

(届出を要しない改築移転その他の工事)

44—3 法第 44 条第 1 項《貨物の収容能力の増減等の届出》に規定する改築、移転その他の工事が行われる場合において、その工事の内容が単なる補修工事又はこれに類するものであつて、その工事による保税蔵置場の現状の変更が軽微なものであり、かつ、それにより保税蔵置場の面積に変更がないときは、同項の規定による届出を要しないものとする。

(収容能力の増減又は工事についての必要な措置)

44—4 法第 44 条第 2 項《収容能力の増減又は工事についての必要な措置》の規定により収容能力の増減又は工事につき必要な措置を講ずることを求める場合の取扱いについては、次による。

- (1) 同項に規定する「その増減又は工事をした後の保税蔵置場と他の場所との区分が明確でなく」とは、収容能力の増減又は工事をした結果、同一の建物内の一部分が保税蔵置場となり又は同一の敷地内の土地の一部分が保税蔵置場となるような場合において、保税蔵置場とそれ以外の場所との区画が明らかでなくなることをいい、「当該増減若しくは工事をした後の外国貨物の保管設備が不十分である」とは、収容能力の増減又は工事をした結果、保税蔵置場の保管設備が外国貨物の蔵置のためには不十分と認められる状態になることをいうものとする。
- (2) 措置の要求は、口頭により行うものとし、また、その要求により相手方に不当な義務を課することのないよう留意する。

（「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」及び「滅却」の意義）  
45—1 法第 45 条第 1 項ただし書《関税を徴収されない場合》に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」及び「滅却」の意義については、前記 23—9（「災害その他やむを得ない理由により亡失した場合」及び「滅却」の意義）と同様とする。

（貨物の滅却の承認申請手続等）

45—2 法第 45 条第 1 項ただし書の規定による外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項において同じ。）の滅却の承認申請手続等については、次による。

- (1) 外国貨物の滅却の承認申請は、当該承認申請に係る貨物が置かれている保税蔵置場の所在地を所轄する税関官署に「滅却（廃棄）承認申請書」（C—3170）2 通を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。  
なお、恒常的に滅却貨物の発生があり、滅却に係る申請者、貨物、方法及び場所が一定している場合であって、税関長が取締上支障がないと認められたときは、一定期間について包括的に承認して差し支えない。この場合においては、あらかじめ「包括滅却承認申請書」（C—3171）を 2 通税関に提出させ、うち 1 通に承認印を押印して申請者に交付するものとし、当該交付を受けた者には、滅却に際しては、口頭又は電話により当該滅却の日時、数量等を事前に税関へ連絡させるとともに、滅却の事績について「滅却（廃棄）承認申請書」に記載し、整理、保管させておくものとする。
- (2) 貨物の滅却の承認は、原則として、保税蔵置場にある貨物が著しく腐敗したため、その本来の用途に供せられないと認められる場合に行うものとする。

なお、これ以外の場合であつても、貨物が国内消費の需要に適合しなく

なり、かつ、これを外国に積戻しすれば採算的に多大の損失を来たすこととなると認められるときには、滅却の承認を行つて差し支えないものとする。

(外国貨物が亡失した場合の届出)

45—3 法第 45 条第 3 項《外国貨物が亡失した場合の届出》の規定による届出は、亡失した貨物を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する税関官署に「外国貨物亡失届」(C—3175)を 1 通提出させて行うものとする。

また、当該外国貨物亡失届に警察署長、消防署長その他の公的機関が発行する災害等に関する証明書を添付した場合は、同条第 1 項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない事情」により当該貨物が亡失したものとしてその事実を認定するものとする。

なお、輸出の許可を受けた貨物(定率法第 17 条《再輸出免税》、第 18 条《再輸出減税》、第 19 条《輸出貨物の製造用原料品の減免、免税又はもどし税》又は第 19 条の 2《課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又はもどし税》の規定の適用を受けた貨物を除く。)が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合の認定については、上記の証明書の添付を省略させて差し支えない。

(「業務の休止」の意義)

46—1 法第 46 条《休業又は廃業の届出》にいう「業務の休止」とは、保税蔵置場の許可を受けた者が、営業上その他の理由によりその許可を受けた保税蔵置場において一定の期間、外国貨物の積卸し、運搬及び蔵置を行わないことをいう。したがつて、休業期間中は、保税蔵置場に外国貨物が置かれていないことを原則とする。ただし、法第 73 条《輸入の許可前における貨物の引取り》の規定に基づき輸入の許可前における引取りの承認を受けた貨物が、引き続き置かれていることを妨げない。

(休業・廃業等の届出)

46—2 法第 46 条《休業又は廃業の届出》の規定に基づく保税蔵置場の休業又は廃業の届出は、「保税蔵置場・工場・総合保税地域休(廃)業届」(C—3180)により行わせるものとする。

なお、保税蔵置場の業務の休止を届出た者が、その業務を再開する場合に行う令第 39 条第 2 項《業務の再開届》の規定に基づき行う業務の再開届は、「保税蔵置場・工場・総合保税地域の業務の再開届」(C—3190)により行わせるものとする。

(休業等に関する他税関への通報)

46—3 保税蔵置場の業務の休止又は再開の届出があつた場合においては、それ

らの届出を受理した税関から他の税関に対し速やかにその旨を通知するものとする。ただし、休業期間満了に伴う再開の場合においては、この限りでない。

(保税蔵置場の許可の失効の公告等)

47—1 法第 47 条第 2 項《許可の失効の公告》の規定による保税蔵置場の許可の消滅の公告は、次の内容につき行うものとする。

なお、この場合においては、同様の内容を速やかに他の税関に通報するものとする。

- (1) 被許可者の住所及び氏名名称
- (2) 保税蔵置場の名称及び所在地
- (3) 許可の失効の原因
- (4) 蔵置中の外国貨物の搬出期限
- (5) 許可失効年月日

(保税蔵置場とみなすことの効果)

47—2 法第 47 条第 3 項《許可の失効後における外国貨物》の規定により保税蔵置場とみなされた場所に置かれている外国貨物については、その搬出、取扱い、亡失等につき、その貨物が従前の保税蔵置場に置かれていた場合と全く同じ規制が及ぶことになるので、留意する。

(保税蔵置場とみなされる期間の指定)

47—3 法第 47 条第 3 項《許可の失効後における外国貨物》の規定による期間の指定については、前記 41—1 (指定保税地域とみなされる期間の指定) に準ずる。

(「保税蔵置場についての義務」の意義)

47—4 法第 47 条第 3 項《許可の失効後における外国貨物》にいう「保税蔵置場についての義務」とは、次に掲げる義務をいい、保税蔵置場についての許可手数料の納付義務は、これに含まないものとする。

- (1) 外国貨物 (輸出の許可を受けた貨物を除く。) が亡失し、又は滅却された場合のその外国貨物についての関税の納付義務
- (2) 外国貨物が亡失した場合に、直ちに税関長へ届け出る義務
- (3) 改築、移転その他の工事につき税関長に届け出る義務

(保税蔵置場に対する処分の基準等)

48—1 保税蔵置場について、法第 48 条第 1 項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。

(1) 法第 48 条第 1 項第 1 号に基づく処分

イ 処分の時期

処分は、原則として非違（法の規定に違反する行為。以下この項において同じ。）の事実が判明次第、遅滞なく行う。

ロ 処分の対象

処分は、非違が行われた保税蔵置場に限り行う。なお、保税業務検査等で複数の非違が発覚した場合は、原則として、これらの非違を一括して処分する。

ハ 処分点数の算出方法

処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1 点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。

(イ) 別表 1 により算出した点数

(ロ) 別表 2 により算出した点数

(ハ) 非違が故意に行われたと認められる場合は、20 点（当該非違が関税等のは脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は 40 点）を加算する。

(ニ) 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、(イ)から(ハ)までにより算出した合計点数から、その 2 分の 1 に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

(ホ) 被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、(イ)から(ニ)までの合計点数から 10 点を限度として減算することができる。ただし、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

ニ 処分内容の決定

処分内容は、上記ハにより算出した合計点数に応じ、次により決定する。この場合において、保税蔵置場の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ本省と協議する。

(イ) 10 点以下の場合は、原則として処分は行わない。

(ロ) 10 点を超え、100 点未満の場合は、10 点を超える点数 1 点につき 1 日として算出した日数に相当する期間の外国貨物又は輸出しようとする貨物（以下この項において「外国貨物等」という。）の搬入を停止させる（以下この項において「搬入停止処分」という。）。

ただし、60 点以上の場合で、今後も貨物管理体制の改善が見込まれない等、当該保税蔵置場の許可を取り消すことがやむを得ないと税関長が判断したときは、当該許可を取り消すことができる。

(ハ) 100 点以上の場合は、原則として保税蔵置場の許可を取り消す。

(2) 法第 48 条第 1 項第 2 号に基づく処分

イ 法第 43 条第 2 号又は第 6 号（同条第 2 号に該当する者に係るものに限る。）に該当することとなった場合

(イ) 処分の時期

処分は、原則として、法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を履行した後、遅滞なく行う。

(ロ) 処分の対象

処分は、原則として、被許可者が許可を受けている全ての保税蔵置場について、告発又は通告処分単位で行う。

(ハ) 処分点数の算出方法

処分は、処罰の根拠となった罰条及び非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数に基づき行う。

A 別表 3 により算出した点数。

B 別表 2 の加算点数表②により算出した点数。この場合において、同表中「別表 1」とあるのは「別表 3」と読み替えて適用する。

C 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、A 及び B により算出した合計点数から、その 2 分の 1 に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合その他減算することが適当でない認められる場合を除く。

D 被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、A から C までの合計点数から 10 点を限度として減算することができる。ただし、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でない認められる場合を除く。

(ニ) 処分内容の決定

処分内容は、上記(1)ニに準じて決定する。この場合において、保税蔵置場の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ本省と協議する。

ロ 法第 43 条第 3 号から第 10 号までのいずれかに該当することとなった場合（上記イに該当する場合を除く。）

(イ) 処分の時期

処分は、原則として、被許可者が法第 43 条第 3 号から第 10 号までのいずれかに該当することとなった後、遅滞なく行う。

(ロ) 処分の対象

法第 43 条第 9 号又は第 10 号に該当することとなったときの処分は、同各号に該当することとなった保税蔵置場に限って行い、これ以外の処分は、原則として、被許可者が許可を受けている全ての保税蔵置場について行う。

(ハ) 処分内容の決定

処分の必要性及び妥当性等を十分勘案し、処分を行うことが適当で



あると税関長が判断した場合は、原則として保税蔵置場の許可を取り消す。ただし、今後、改善が見込まれる等許可を取り消すことが適当でないと認められる場合は、改善に要する日数等を勘案した上で、搬入停止処分とすることができる。

なお、保税蔵置場の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ本省と協議する。

(3) 搬入停止処分期間中における非違に対する処分

搬入停止処分期間中に外国貨物等を搬入した場合その他搬入停止処分期間中に非違が行われた場合は、改めて上記(1)又は(2)イにより処分点数を算出して処分する。なお、この場合の処分は、当初の搬入停止処分の終了を待つことなく行って差し支えない。

(4) 法第 48 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく一括処分

法第 48 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく処分を一括して行う場合であっても、処分はそれぞれの規定毎に処分内容を決定して行う。この場合において、処分内容がいずれも搬入停止処分である場合は、それぞれの搬入停止日数を合算して行う。

(5) 処分の通知等

イ 法第 48 条第 2 項に規定する通知は、「処分に関する意見聴取等の通知書」(C-3191)により行う。

ロ 処分を行う際の保税蔵置場の被許可者への通知は、「処分通知書」(C-3192)に「不服申立て等について」(C-7009)を添付したものを書留郵便で送付することにより行う。

ハ 上記(1)又は(2)により処分を行ったとき(上記(1)ニ(イ)又は上記(2)イ(ニ)の規定により処分を行わなかった場合を含む。)は、「保税地域処分報告(通報)書」(C-3193)により、本省に報告するとともに、他の税関に通報した上、当該報告(通報)書を 10 年間保存する。なお、当該報告(通報)及び保存は、電子情報処理組織により行って差し支えない。

## 別表 1

(本表の適用方法)

- (1) 件数の算定に当たっては、原則として、輸入貨物にあつては、処分の対象となる保税蔵置場への貨物搬入時における船荷証券(Bill of Lading)、航空運送状(Air Waybill)等を単位とし、輸出貨物にあつては、当該貨物搬入時における船積指図書(Shipping Order)、船積依頼書(Shipping Instruction)、貨物受取証(Dock Receipt)、貨物運送状引渡書(Local Delivery Receipt)等を単位とする。ただし、これらの単位によって件数を算定することが適当でないと認められるものについては、通常、一件の許可、承認等の対象とされる範囲を一の単位として件数を算出するものとする。
- (2) 複数の非違が行われた場合は、違反した非違の規定毎に非違件数に応じ

た点数を算出することとする。ただし、一の非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数の高い非違のみがあったものとして算出する。

- (3) 上記(2)の場合において、非違件数が 10 件を超えるときは、その超える件数 10 件まで毎に右欄に掲げる基礎点数を加算する。ただし、同表の左欄 2. に掲げる基礎点数の合計は 60 点を限度とする。

(留意事項)

表の左欄に掲げる非違は、保税地域における業務に関連する可能性の高い非違として、法第 4 章及び第 5 章から例示的に掲げたものであり、これ以外の非違であっても本表の適用の対象となり得る。

非違の態様	基礎点数
	10 件以下
1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。	3
① 他所蔵置の許可を受けることなく、保税地域以外の場所に外国貨物（特例輸出貨物を除く。）を置くこと（法第 30 条第 1 項）。	
② 許可を受けることなく、保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すこと（法第 32 条）。	
③ 保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと（法第 37 条第 1 項、法第 40 条第 1 項（法第 49 条において準用する場合を含む。）、法第 42 条第 1 項、法第 56 条第 1 項、法第 62 条の 2 第 3 項、法第 62 条の 8 第 1 項）。	
④ 承認を受けることなく、置くことができる期間を超えて外国貨物を保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置くこと（法第 43 条の 2 及び第 43 条の 3 第 1 項（法第 61 条の 4 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、法第 56 条第 2 項、法第 57 条、法第 62 条の 9、法第 62 条の 10）。	
⑤ 許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと（法第 40 条第 2 項（法第 49 条において準用する場合を含む。））。	
⑥ 搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物等を保税蔵置場に搬入すること（法第 41 条の 2 第 1 項、法第 48 条第 1 項（法第 62 条又は法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）、法第 62 条の 14 第 1 項）。	
⑦ 許可を受けることなく、保税工場以外の場所で保税作業	

	<p>を行うこと（法第 61 条第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑧ 承認を受けることなく、保税展示場に外国貨物を入れること（法第 62 条の 3 第 1 項）。</p> <p>⑨ 保税展示場において、販売貨物用等貨物の蔵置場所の制限に反して外国貨物を蔵置すること（法第 62 条の 4 第 1 項（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑩ 許可を受けることなく、保税展示場以外の場所で外国貨物を使用すること（法第 62 条の 5（法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑪ 承認を受けることなく、外国貨物（特例輸出貨物を除く。）を運送すること（法第 63 条第 1 項、法第 64 条第 1 項）。</p> <p>⑫ 上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、又は行うべき行為を怠ること、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。</p>	
2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	<p>① 外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること（法第 34 条）。</p> <p>② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をする事（法第 34 条の 2、法第 61 条の 3（法第 62 条の 7 において準用する場合を含む。))。</p> <p>③ 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること（法第 44 条第 1 項（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。))。</p> <p>④ 保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること（法第 45 条第 3 項（法第 36 条第 1 項、第 41 条の 3、第 61 条の 4、第 62 条の 7、第 62 条の 15 において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑤ 保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関長への届出を怠ること（法第 46 条（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。))。</p> <p>⑥ 保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること（法第 58 条ただし書きに規定する場</p>	2

合を除く。) (法第 58 条)。	
⑦ 指定保税工場における製造に係る製造報告書の税関への提出を怠ること (法第 61 条の 2 第 2 項 (法第 62 条の 15 において準用する場合を含む。))。	
⑧ 総合保税地域において販売され、又は消費される外国貨物を当該総合保税地域に入れることにつき、税関への届出を怠ること (法第 62 条の 11)。	
⑨ 保税運送の発送及び到着の際に、当該運送に係る運送目録について税関への提示等を怠ること (法第 63 条第 3 項、第 5 項及び第 6 項)。	
⑩ 難破貨物等について、税関長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税関への提出を怠ること (法第 64 条第 3 項、法第 66 条第 2 項)。	
⑪ その他、法の規定により、税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	

## 別表 2

### 加算点数表①

(本表の適用方法)

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い 1 者に係る点数を加算する。

関与者	加算点数
A 被許可者 (被許可者が法人である場合は、その役員)	30
B 代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

### 加算点数表②

(本表の適用方法)

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときは、処分の通知を行った日 (以下この項において「通知日」という。) 以後、最初の非違が行われた日に全ての非違が行われたものとして算出する。

期間	加算点数
A 通知日以後、搬入停止処分期間の末日まで	別表 1 により算出した点数の 2 倍に相当する数に

	10 を加えた点数
B 通知日以後、同日から起算して1年を経過する日まで（Aの期間を除く。）	別表1により算出した点数の1.5倍に相当する数に10を加えた点数
C 通知日以後1年を経過した日から、通知日以後2年を経過する日まで	別表1により算出した点数の1倍に相当する数に10を加えた点数
D 通知日以後2年を経過した日から、通知日以後3年を経過する日まで	別表1により算出した点数の0.5倍に相当する数に10を加えた点数

### 加算点数表③

（本表の適用方法）

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときであっても、最初に行われた非違に係る点数を加算する。

期間	加算点数
A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日（以下この表において「最後の日」という。）から1年を経過する日まで	10
B 最後の日から1年を経過した日から、最後の日から2年を経過する日まで	7
C 最後の日から2年を経過した日から、最後の日から3年を経過する日まで	5

### 別表3

（本表の適用方法）

一の処分に複数の者が含まれているときは、当該者毎にそれぞれ算出した点数を合算する。この場合において、当該者が複数の罰条に該当しているときは、最も点数の高い罰条の非違のみがあつたものとして算出する。

罰 条	点 数	
	法第43条第2号	法第43条第6号に係る同条第2号
法第108条の4、法第109条、法第109条の2第1項から第4項	120	70
法第110条、法第111条第1項から第3項、法第112条第1項	110	60

第 109 条の 2 第 5 項	90	50
法第 111 条第 4 項、法第 112 条第 3 項、法第 113 条	64	40
法第 112 条の 2、法第 113 条の 2	36	28
法第 114 条、法第 114 条の 2	16	8
法第 115 条、法第 115 条の 2、法第 115 条の 3	12	
法第 116 条、法第 117 条	処罰の根拠となった罰条の点数	

(許可の承継の承認手続等)

48 の 2—1 令第 39 条の 2 の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。

(1) 許可の承継の承認申請は、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書」(C—3195) 1 通(税関支署を経由する場合には、2 通)を税関に提出することにより行わせるものとする。なお、税関においてこれを認めたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認書」(C—3196)を交付するものとし、承認しないこととしたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の不承認通知書」(C—3197)により申請者に通知するものとする。

(2) 令第 39 条の 2 第 3 項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書類の取扱いについては、次による。

イ 「信用状況を証するに足りる書類」は、前記 42—8 の(1)のイに準じるものとする。

ロ 「その他参考となるべき書類」は、承継に係る保税蔵置場の許可の際に提出された前記 42—8 の(2)に掲げる書類のうち、内容に変更があるものについて提出させるほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類(例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面)、合併若しくは分割又は保税蔵置場の業務の譲渡し(以下この項において「合併等」という。)の場合には、合併等が確実であると認められる書類(例えば、業務の譲渡に係る契約(会社法第 467 条)、吸収合併契約(会社法第 749 条第 1 項)、新設合併契約(会社法第 753 条第 1 項)、吸収分割契約(会社法第 758 条)、新設分割計画(会社法第 763 条)等に係る書面の写し。)を提出させるものとする。

なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は当該業務を譲り受ける法人(登記内容に変更が生じた場合に限る。)にあつては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。ただし、登記した旨を税関へ連絡し、税関職員が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、法

務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、提出を要しないものとする。

- (3) 令第39条の2第1項第2号に規定する「相続があった年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第39条の2第2項第3号に規定する「合併若しくは分割又は当該保税蔵置場の業務の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約又は業務の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。
- (4) 合併等に係る許可の承継の承認の申請は、上記(3)に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。
- イ 合併の場合には、合併しようとする法人の連名
  - ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と分割後当該許可の承継を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名
  - ハ 保税蔵置場の業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名
- (5) 上記(4)に規定する申請については、上記(2)に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。
- (6) 保税蔵置場の許可の承継の承認を受けようとする者（相続人又は合併若しくは分割しようとする法人又は保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者）が同一税関管轄内に複数の保税蔵置場の許可を有する場合で、これら複数の保税蔵置場の全部又は一部につき許可の承継の承認の申請を行おうとする場合には、承継に係る保税蔵置場につき一括して上記(1)の申請を行わせて差し支えない。
- なお、この場合において、承認申請書に添付する書類の提出部数は、保税蔵置場ごとに内容が異なる場合を除き1部とする。
- (7) 保税蔵置場の被許可者が、会社法第2条第26号に規定する組織変更を行う場合には、法第48条の2の規定に基づく承継の承認は要しないが、許可を受けた税関長に対して届出を行うものとする。

（保税蔵置場の許可の承継の基準）

- 48の2—2 保税蔵置場の許可の承継の承認申請があつた場合において、申請者について法第43条第8号に規定する事項の審査に当たっては、前記43—1の(1)（保税蔵置場の許可の際の人的要件）に準じて取り扱うものとする。

（欠格条項の確認）

- 48の2—3 保税蔵置場の許可の承継の承認申請があつた場合において、申請者について法第43条第1号から第7号までに掲げる欠格条件に該当するかどうか

かの確認は、前記 43—2（欠格条項に該当するかどうかの確認）に準じて行うものとする。

（許可の承継の際に付す条件の取扱い）

48 の 2—4 令第 39 条の 2 第 4 項《承継の際の条件変更》に基づき、許可の際に付されていた条件を取り消し、変更し、又は、新たに条件を付す場合には、前記 42—11 に準ずることとし、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認書」（C—3196）に変更等の行われた条件を記載のうえ交付するものとする。

なお、条件の変更等を行わない場合には、承継に係る保税蔵置場に付されていた条件がそのまま付されていることとなるので留意する。

（許可の承継に係る公告）

48 の 2—5 法第 48 条の 2 第 6 項の規定による保税蔵置場の許可の承継の公告は、次の内容につき行うものとする。

- (1) 承継を受けた者の氏名又は名称及び住所
- (2) 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地
- (3) 承継前に許可を受けていた者の氏名又は名称及び住所
- (4) 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地
- (5) 承継された許可期間

（指定保税地域についての取扱いの準用）

49—1 保税蔵置場における貨物の取扱いについては、前記 40—1（指定保税地域における貨物の取扱いの範囲）、40—2（貨物の取扱いに関する許可申請の手続）及び 40—3（貨物の取扱いに際しての税関への連絡）に準ずる。

（届出の取扱い）

50—1 特定保税承認者が行う、法第 50 条第 1 項の届出の取扱いは、次による。

- (1) 届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書」（C—9120）（法第 42 条第 1 項の許可を受けている場所について届出を行う場合にあっては「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書（兼 保税蔵置場・保税工場 廃業届）」（C—9123））2 通を法第 50 条第 1 項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務（以下この節において「貨物管理業務」という。）をしようとする場所の所在地を所轄する税関（以下この節において「所轄税関」という。）の本関の担当部門（法第 50 条第 1 項の承認等に係る事務を担当する部門をいう。以下この節において同じ。）に提出することにより行う。なお、届出をする者の利便性等を考慮し、所轄税関の最寄の官署（以下この項及び次項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下この節において同じ。）を経由して本関に提出することを妨げない。この場合において、



当該届出書の提出があった署所の窓口担当部門においては、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

- (2) 令第41条第2項各号に規定する届出書の添付書類の取扱いは次による。
- イ 同項第3号に規定する「保管規則及び保管料率表」については前記42-8の(1)のロに準じて取り扱うものとする。
  - ロ 届出をするにあたり法第51条第3号に規定する規則を変更する必要がある場合には、変更後の規則を提出するものとする。
  - ハ 届出をする者が同一の税関の管内において既に他の場所について届出書を提出している場合であって、既に提出された届出書の添付書類に記載されている内容と同様であることが確認できるものについては、その提出を省略するものとする。また、届出をする者が同一の税関の管内において同時に2箇所以上の場所について届出書を提出する場合には、当該届出書の添付書類で同一の内容のものについては、1部で足りるものとする。
- (3) 上記(1)により届出がされた場合において、当該届出に係る場所が規則第4条の2に規定する基準に適合していると認めるときは、当該届出を受理するものとする。なお、外国貨物の保税販売を目的とした場所については、貨物管理業務を適正かつ確実に遂行することが困難であり、同条第2号に規定する要件に適合しないと解することとなるので留意すること。
- (4) 所轄税関の本関の担当部門は、届出を受理した場合には、届出書の1部に受理印を押すし、届出者に交付するものとする。
- (5) 上記(4)により届出が受理された場所について、法第50条第2項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、当該場所について前記46-2の規定による廃業の手続を行うことを求めるものとする。なお、特定保税承認者が当該場所において引き続き貨物管理業務を行おうとする場合には、「届出に係るみなし許可変更申出書（兼 保税蔵置場・保税工場許可申請書）」（C-9124）1通（署所を経由する場合は2通）を所轄税関に提出することを求めるものとする。この場合において、申出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門を経由して本関に提出することを妨げないものとし、当該申出書の提出があった署所の窓口担当部門は、その申出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。
- (6) 上記(5)なお書きにより申出書を受理した所轄税関は、前記42-8、42-10、42-11及び42-13並びに43-1から43-3までの規定に準じて処理するものとするが、添付書類の提出は、前記34の2-9に規定する社内管理規定を除き、原則として省略して差し支えない。なお、この場合において、上記(5)による申出を認めた場合には、「保税蔵置場許可書」（C-3130）を申請者に交付するものとし、当該申出を認めないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」（C-3135）により申請者に通知する。

(届出事項の変更手続)

50-2 令第41条第1項第3号又は第4号に掲げる事項について変更が生じた場合は、遅滞なく届出を行わせるものとする。この場合の届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届」(C-9125) 1通を所轄税関の担当部門に提出することにより行わせるものとする。

なお、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ届け出ることを妨げない。この場合の届出においては、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

ただし、関税法第44条第1項の規定に基づく貨物の収容能力の増減等に係る届出の取扱いは、前記44-2の規定を準用するものとし、「貨物収容能力増減等の届」(C-3160)により届出を行わせるものとする。

(特定保税承認者の承認申請手続)

50-3 法第50条第1項の規定に基づく承認の申請(以下この節において「承認申請」という。)は、「特例輸入者等承認・認定申請書」(C-9000)(以下この節において「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者(法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。)の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。)を、申請者の住所又は居所の所在地(申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第4条の5第1号イに規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。)を所轄する税関(以下この節において「担当税関」という。)の本関の担当部門に提出することにより行う。この場合において、法人である申請者が希望するときは、承認申請書を所轄税関に提出することにより行うこととして差し支えない。

ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は所轄税関(複数ある場合には、当該申請者が法第50条第1項に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税関。以下この節において「主な所轄税関」という。)の最寄りの官署(以下この節において「署所」という。)の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。

(1) 承認申請書には、令第42条第2項に規定する法第51条第3号の規則(以下この項及び後記61の5-1において「法令遵守規則」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。)を添付するもの

とする。令第42条第3項に規定する登記事項証明書については、承認申請書の提出先税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付するものとする。

- (2) 規則第4条の6ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第61条の5第1項若しくは法第63条の2第1項の承認又は法第79条第1項の認定を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。
- (3) 前記7の2-5(3)の規定は、令第42条第3項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。

#### (承認申請の撤回手続)

50-4 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税承認者承認申請撤回申請書」1通を承認申請書の担当税関の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

#### (承認等の通知)

50-5 令第42条第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。

- (1) 申請者への通知は、「特定保税承認者承認書」(C-9011-1又はC-9011-2)又は「特定保税承認者不承認通知書」(C-9021)(以下この節において「承認書等」という。)を交付することにより行うこととする。

なお、当該承認書を交付するときは、「特定保税承認者承認期間通知書」(C-9016)をあわせて交付するものとする。

- (2) 承認書等の交付は、承認申請書を受理した日(署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日)から1月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により1月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。

#### (承認内容の変更手続)

50-6 令第42条第5項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030)2通(原本、届出者用)を担当税関の担当部門に提出することにより行う。また、法第51条第

1号ハ又は法第53条第3号に該当することとなった場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

- (1) 法令遵守規則（業務手順書、規則第4条の5第1号に規定する各部門の名称を示した体制図等の補足資料を含む。）に変更があった場合
- (2) 役員、代理人又は規則第4条の5第1号に規定する各部門の責任者に変更があった場合
- (3) 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙2の4③に規定する、貨物の蔵置場所における貨物の管理のために必要な措置に変更があった場合
- (4) 貨物の管理を関連会社等に委託している場合の委託先に変更があった場合

（承認の更新）

50-7 特定保税承認者が法第50条第4項に規定する更新を受けようとする場合には、「特定保税承認者の承認の更新申請書」（C-9130）2通（原本、申請者用）を担当税関の担当部門へ提出することにより行うものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。なお、承認期間の更新の申請書には、前記50-3に準じて所要の書類の添付を求めることができる。

税関において更新を認めるときは、「特定保税承認者の承認の更新通知書」（C-9140）を交付するものとし、更新しないこととしたときは、「特定保税承認者の承認期間の更新をしない旨の通知書」（C-9145）により申請者に通知するものとする。

なお、特定保税承認者の承認の有効期間が終了する前に更新がなされなかった場合は、当該承認は失効することとなるので留意すること。

（新たな場所につき届出を行った場合の公告）

50-8 特定保税承認者が新たな場所につき法第50条第1項の届出を行い、本関の担当部門が受理した場合には、法第42条第3項に準じ、以下の事項につき公告するものとする。この場合において、(5)に掲げる許可の期間については、届出受理日をその初日とし、当該届出を行った特定保税承認者の承認期間の末日をその末日とする。

- (1) 届出者の住所及び名称
- (2) 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地

- (3) 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
- (4) 蔵置貨物の種類
- (5) 許可の期間

(電子メールによる送信)

50-9 以下の届出書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該届出書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該届出書等を受理したときは、その旨を電子メールにより届出者等に連絡するものとする。

- (1) 前記 50-1、50-2 又は後記 52 の 2-1 の届出書及び添付書類
- (2) 前記 50-1 の申出書及び添付書類
- (3) 前記 50-3、50-4、50-7 又は後記 55-1 の申請書及び添付書類
- (4) 前記 50-6 の変更届及び添付書類

(承認の審査)

51-1 法第 51 条に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)に基づき行うものとする。

(改善措置の求め)

52-1 法第 52 条の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。

- (1) 特定保税承認者に係る保税蔵置場における貨物管理業務について、法の規定に違反する行為が発見された場合
- (2) 貨物管理業務において輸出入・港湾関連情報処理システムを適時、適正に使用していない場合
- (3) 法令遵守規則に即して貨物管理業務が適正かつ確実に行われていないと認められる場合
- (4) その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合

(特定保税承認者からの事情の聴取等)

52-2 前記 52-1 の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について特定保税承認者から事情を聴取したうえで、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。

(保税蔵置場の許可の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続)

52 の 2-1 令第 43 条の 2 の規定による届出(以下この項において「取りやめの届出」という。)の手続については、次による。

- (1) 取りやめの届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」(C-9040) 2通(原本、届出者用)を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。
- (2) 「特例輸入者の承認等取りやめ届」には、届出者の住所又は居所及び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び法第50条第1項に規定する届出に係る場所に外国貨物があるときは、その旨を記載する。
- (3) 法第50条第1項に規定する届出に係る場所について、取りやめの届出を行った後、当該場所を廃業する場合であって、当該場所に外国貨物がある場合には、当該場所における当該貨物を出し終わる年月日を聴取するものとする。
- (4) 届出者が取りやめの届出を行った後、法第50条第1項の規定により届け出た場所において引き続き貨物管理業務を行おうとする場合には、承認の失効時に法第42条第1項の規定により許可を受けることを求めるものとする。

(承認の失効後の取扱い)

- 53-1 特定保税承認者の承認が失効した場合において、失効することとなる法第50条第1項に規定する届出が受理された保税蔵置場の取扱いは、前記47-1から47-4までによることとなるので留意すること。ただし、失効することとなる当該保税蔵置場について、引き続き貨物管理業務を行おうとして前記52の2-1(4)により許可を受ける場合を除く。

(特定保税承認者の承認の取消し)

- 54-1 法第54条の規定に基づき特定保税承認者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。
- (1) 法第51条第1号ハに該当することとなった場合は、遅滞なく承認を取り消す手続を開始するものとする。
  - (2) 法第51条第2号に適合しないこととなったため承認を取り消すことができる場合とは、例えば、特定保税承認者が法第50条に規定する届出を行った場所につき、法第48条第1項の規定により処分を受けることとなった場合をいう。
  - (3) 令第44条の規定に基づく通知は、後記89-5(3)に規定する「不服申立て等について」(C-7009)を添付した「特例輸入者等承認・認定取消書」(C-9050)を交付することにより行うものとする。

(承継の承認申請手続等)

- 55-1 法第55条において準用する法第48条の2第1項から第5項までの規定

に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。

- (1) 特定保税承認者の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等の承認・認定の承継の承認申請書」（C-9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を担当税関の本関の担当部門に提出することにより行わせるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承継の承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その承継の承認申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

なお、特定保税承認者間の合併若しくは分割又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合で、各々の担当税関が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税関は、原則として、合併等の後における主たる貨物管理業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税関とする。

- (2) 承継の承認申請書の添付書類については、前記 50-3(1)の規定並びに 7の 2-5(2)のイからニまで、チ及びルの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の(2)チ中「輸入業務に携わる担当者（特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）2(1)②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「支配人その他の主要な従業者」と、同項の(2)ル中「輸入貨物の管理を申請者以外の者に」とあるのは「自らの貨物管理の一部について業務を」と、「その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名」とあるのは「その者の氏名又は名称、住所又は居所、責任者の氏名及び業務委託に関する契約の内容等」と読み替えるものとする。

- (3) 令第 44 条の 2 第 2 項において準用する令第 39 条の 2 第 3 項に規定する「信用状況を証するに足りる書類」とは、前記 42-8(1)イに準じるものとし、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併等の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第 467 条）、吸収合併契約（会社法第 749 条第 1 項）、新設合併契約（会社法第 753 条第 1 項）、吸収分割契約（会社法第 758 条）、新設分割計画（会社法第 763 条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。

また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務を譲り受ける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあつては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。なお、登記した旨を承継の承認申請書の提出先税関へ連絡し、提出先税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、提出を要

しないものとする。

- (4) 令第44条の2第2項において準用する令第39条の2第1項第2号に規定する「相続があつた年月日」とは被相続人の死亡日をいい、令第44条の2第2項において準用する令第39条の2第2項第3号に規定する「合併若しくは分割又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約又は業務の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。
- (5) 合併等に係る承継の承認の申請は、上記(4)に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。
  - イ 合併の場合には、合併しようとする法人の連名
  - ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と分割後当該承認の承継を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名
  - ハ 承認取得者に係る保税蔵置場の業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名
- (6) 上記(5)に規定する申請については、上記(3)に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。
- (7) 特定保税承認者が、会社法第2条第26号に規定する組織変更を行う場合には、法第55条で準用する法第48条の2に規定する許可の承継によらず、前記50-6に規定する承認内容の変更手続によることに留意すること。
- (8) 承継の承認申請について承認するときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の承認書」(C-9070)を、承認しないときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の不承認書」(C-9080)を交付することにより行う。